



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年9月27日金曜日 第42号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則.....（税務課）... 488

## 告 示

自衛官候補生の採用試験（3件）.....（総務管理課）... 493

愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税の納税地の指定.....（税務課）... 494

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務の一部改正.....（"）... 494

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 494

保安林の指定施業要件の変更.....（森林整備課）... 495

建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 495

指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 495

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 495

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（税務課）... 496

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（子育て支援課）... 500

## 公 告

人事行政の運営等の状況の公表.....（人事課）... 501

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 542

政治団体の設立の届出.....（"）... 542

政治団体の届出事項の異動の届出.....（"）... 543

政治団体の解散の届出.....（"）... 543

政治団体の収支報告書の要旨の公表（2件）.....（"）... 544

政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....（"）... 545

## 公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程及び愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 545

## 雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成30年度に係る財務諸表の公告.....（保健福祉課）... 547

## 規 則

### ○愛媛県規則第18号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月27日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料）	（手数料）
<b>第7条 省略</b>	<b>第7条 省略</b>
2 前項の売りさばき手数料の額は、売りさばき人が当該年度内に 買い受けた県税証紙等の額（還付を請求した額があるときは、当	2 前項の売りさばき手数料の額は、売りさばき人が当該年度内に 買い受けた県税証紙等の額（還付を請求した額があるときは、当

該還付請求額を控除した額)の累計額を次表左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、これに当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額から当該年度において既に交付した売りさばき手数料の額を控除した額とする。

省略

3 省略

第7号様式(第1条関係) 取消・減額通知書 (表)

Table with 2 columns: 省略, 取消・減額通知書

(裏) 省略

備考 省略

第8号様式(第1条関係) (過誤納金等充当通知書)

Table with 2 columns: 省略, 下記のとおり過誤納金等の充当(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第14条第2項及び第3項並びに地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第16条第2項及び第3項の規定による委託納付を含みます。)をいたしましたから通知します。

備考 省略

第10号様式(第1条関係)

1~5 省略

6 (加算金額決定通知書兼納額告知書) 加算金額のみを決定した場合の分

Table with 2 columns: 省略, 分 \_\_\_について、地方税法(昭和25年法律第226号)第 \_\_\_条第 \_\_\_項該当のため徴収すべき 加算金額を次のとおり決定しましたから通知します。

備考 省略

7 (不申告加算金額決定通知書兼納額告知書) 不申告加算金額のみを決定した場合の分

Table with 2 columns: 省略, \_\_\_について不申告加算金を次のとおり決定したので通知します。

該還付請求額を控除した額)の累計額を次表左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、これに当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に100分の108を乗じて得た額から当該年度において既に交付した売りさばき手数料の額を控除した額とする。

省略

3 省略

第7号様式(第1条関係) 取消・減額通知書 (表)

Table with 2 columns: 省略, 税取消・減額通知書

(裏) 省略

備考 省略

第8号様式(第1条関係) (過誤納金等充当通知書)

Table with 2 columns: 省略, 下記のとおり過誤納金等の充当( \_\_\_\_\_ )

備考 省略

第10号様式(第1条関係)

1~5 省略

6 (加算金額決定通知書兼納額告知書) 加算金額のみを決定した場合の分

Table with 2 columns: 省略, 分 \_\_\_税について、地方税法(昭和25年法律第226号)第 \_\_\_条第 \_\_\_項該当のため徴収すべき 加算金額を次のとおり決定しましたから通知します。

備考 省略

7 (不申告加算金額決定通知書兼納額告知書) 不申告加算金額のみを決定した場合の分

Table with 2 columns: 省略, \_\_\_税について不申告加算金を次のとおり決定したので通知します。

省略  
備考 省略

省略  
備考 省略

第2条 愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式3中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同様式3（裏）中「納税した場合」を「納税した場合（納期限までに納付した場合を除く。）又は未納の延滞金がある場合」に改める。

第1号様式6（表）中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、「口座振替により納税されたときは、口座から振り替えた旨の通知書及び継続検査（車検）・構造等変更検査用の納税証明書を後日送付します。」を削る。

第2号様式1及び4中  
「

税	目
	税

」を「

税	目

」に改め、

同様式4中「

年度
----

税」を「

年度
----

」に改め、同様式5備考1中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第9号様式1（表）中  
「

年度
税
税

」を「

年度

」に改め、同様式2（表）中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改

める。

第10号様式5中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

（愛媛県会計規則の一部改正）

第3条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p><b>第7条</b> 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 地方局長に委任させる事務は、当該地方局に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税の収納及び保管</p> <p>イ 地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管</p> <p>(11)～(15) 省略</p> <p>2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方局長から徴税吏員たる現金取扱員に委任させる事務は、次に掲げるものとする。ただし、地方局内において収納されるものを除く。</p> <p>ア 地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税の収納及び保管</p> <p>イ 地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>（証券につき支払がなかった場合の取扱い）</p> <p><b>第29条</b> 省略</p> <p>2 室長以外の出納員又は現金取扱員は、指定金融機関等から支払拒絶証券通知書の送付を受けたときは、領収済額取消通知書により歳入徴収者及び会計管理者又は室長に通知しなければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税に係るものについては、この限りでない。</p>	<p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p><b>第7条</b> 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 地方局長に委任させる事務は、当該地方局に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 地方税法に規定する徴収金_____及び地方法人特別税の収納及び保管</p> <p>イ 地方税法に規定する徴収金_____及び地方法人特別税の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管</p> <p>(11)～(15) 省略</p> <p>2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方局長から徴税吏員たる現金取扱員に委任させる事務は、次に掲げるものとする。ただし、地方局内において収納されるものを除く。</p> <p>ア 地方税法に規定する徴収金_____及び地方法人特別税の収納及び保管</p> <p>イ 地方税法に規定する徴収金_____及び地方法人特別税の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>（証券につき支払がなかった場合の取扱い）</p> <p><b>第29条</b> 省略</p> <p>2 室長以外の出納員又は現金取扱員は、指定金融機関等から支払拒絶証券通知書の送付を受けたときは、領収済額取消通知書により歳入徴収者及び会計管理者又は室長に通知しなければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金_____及び地方法人特別税に係るものについては、この限りでない。</p>

3・4 省略

(不納欠損)

第33条 省略

2 歳入徴収者は、前項の規定による不納欠損の手続をしたときは、当該不納欠損決議書兼通知書を会計管理者又は室長に送付しなければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税に係るものについては、この限りでない。

(支出決議書の作成)

第43条 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。

(1)~(7) 省略

(8) 県民税徴収取扱交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金

(9)~(28) 省略

2 省略

(小切手の記載事項)

第93条 会計管理者又は室長が振り出す小切手には、会計区分及び歳入又は歳出の区分を付記しなければならない。この場合において、過誤納金の払戻しに係る小切手には、県税並びに軽自動車税の環境性能割並びに特別法人事業税及び地方法人特別税に係るものにあつては「県税等払戻し」と、その他のものにあつては「歳入払戻し」と表面余白に朱書しなければならない。

2・3 省略

(決算資料の提出)

第113条 省略

2~4 省略

5 第1項から第3項までの規定は、地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税に係るものについては、適用しない。

(歳入歳出外現金等の区分)

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 住民税の特例滞納処分による徴収金 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金 特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税 省略
省略	

(過年度に属する繰越未収入金計算書の提出)

第184条 省略

2 省略

3 第1項の規定は、地方税法に規定する徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税に係るものについては、これを適用しない。

(指定金融機関等の収納手続)

3・4 省略

(不納欠損)

第33条 省略

2 歳入徴収者は、前項の規定による不納欠損の手続をしたときは、当該不納欠損決議書兼通知書を会計管理者又は室長に送付しなければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金\_\_\_\_\_及び地方法人特別税に係るものについては、この限りでない。

(支出決議書の作成)

第43条 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。

(1)~(7) 省略

(8) 県民税徴収取扱交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金\_\_\_\_\_、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金

(9)~(28) 省略

2 省略

(小切手の記載事項)

第93条 会計管理者又は室長が振り出す小切手には、会計区分及び歳入又は歳出の区分を付記しなければならない。この場合において、過誤納金の払戻しに係る小切手には、県税\_\_\_\_\_及び地方法人特別税に係るものにあつては「県税等払戻し」と、その他のものにあつては「歳入払戻し」と表面余白に朱書しなければならない。

2・3 省略

(決算資料の提出)

第113条 省略

2~4 省略

5 第1項から第3項までの規定は、地方税法に規定する徴収金\_\_\_\_\_及び地方法人特別税に係るものについては、適用しない。

(歳入歳出外現金等の区分)

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 住民税の特例滞納処分による徴収金 _____地方法人特別税 省略
省略	

(過年度に属する繰越未収入金計算書の提出)

第184条 省略

2 省略

3 第1項の規定は、地方税法に規定する徴収金\_\_\_\_\_及び地方法人特別税に係るものについては、これを適用しない。

(指定金融機関等の収納手続)

第200条 省略

2・3 省略

4 総括店又は代理総括店は、納入に関する書類並びに総括店にあつては前項の規定により送付された領収済通知書及び収納集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表（様式第91号）を2部作成し、1部は納入に関する書類及び総括店にあつては収納集計表に添えて保管し、他の1部は領収済通知書並びに総括店にあつては国庫金等の振込みに係るものがあるときは国庫金等振込通知書（様式第92号）及び収納集計表を添えて速やかに会計管理者又は室長（地方税法の規定による徴収金並びに特別法人事業税に係る徴収金及び地方人特別税については、地方局長）に送付しなければならない。

5・6 省略

第200条 省略

2・3 省略

4 総括店又は代理総括店は、納入に関する書類並びに総括店にあつては前項の規定により送付された領収済通知書及び収納集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表（様式第91号）を2部作成し、1部は納入に関する書類及び総括店にあつては収納集計表に添えて保管し、他の1部は領収済通知書並びに総括店にあつては国庫金等の振込みに係るものがあるときは国庫金等振込通知書（様式第92号）及び収納集計表を添えて速やかに会計管理者又は室長（地方税法の規定による徴収金\_\_\_\_\_及び地方人特別税については、地方局長）に送付しなければならない。

5・6 省略

（愛媛県行政組織規則の一部改正）

第4条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務部各課の所掌事務）</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2～6 省略</p> <p>7 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県税及び市町税（軽自動車税の環境性能割に限る。以下同じ。）並びに特別法人事業税及び地方人特別税の賦課徴収に関すること。</u></p> <p>(2) 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税に伴う諸収入金に関すること。</p> <p>(3) 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の納税奨励に関すること。</p> <p>(4) <u>都道府県税及び市町村税（軽自動車税の環境性能割に限る。）並びに特別法人事業税及び地方人特別税の徴収処分の囑託及び受託に関すること。</u></p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>（地方局各部及び支局の所掌事務）</p> <p><b>第23条</b> 総務企画部及び支局（総務県民室及び税務室に限る。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の賦課徴収その他財務に関すること。</p> <p>(17) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>（総務部各課の所掌事務）</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2～6 省略</p> <p>7 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県税_____及び地方人特別税の賦課徴収に関すること。</p> <p>(2) 県税_____及び地方人特別税に伴う諸収入金に関すること。</p> <p>(3) 県税_____及び地方人特別税の納税奨励に関すること。</p> <p>(4) 都道府県税_____及び地方人特別税の徴収処分の囑託及び受託に関すること。</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>（地方局各部及び支局の所掌事務）</p> <p><b>第23条</b> 総務企画部及び支局（総務県民室及び税務室に限る。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 県税_____及び地方人特別税の賦課徴収その他財務に関すること。</p> <p>(17) 省略</p> <p>2～4 省略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第7条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の県税証紙等の買受けに係る売りさばき手数料の額について適用し、同日前の県税証紙等の買受けに係る売りさばき手数料の額については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（以下「新規則」という。）第1号様式3及び6の規定は、愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第39号。以下「改正条例」という。）による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の規定の適用がある自動車税の種別割について賦課した場合の納税通知書について適用し、改正条例によ

- る改正前の愛媛県県税賦課徴収条例の規定の適用がある自動車税について賦課した場合の納税通知書については、なお従前の例による。
- 4 新規則第10号様式5の規定は、改正条例による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例の規定の適用がある自動車税の環境性能割について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、改正条例による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例の規定の適用がある自動車取得税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。
- 5 令和2年度から令和6年度までにおける新規則第1号様式3及び6の規定の適用については、新規則第1号様式3(表)及び同様式6(表)中「印のある年度の自動車税の種別割」とあるのは、「印のある年度の愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成28年愛媛県条例第39号)による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の規定の適用がある自動車税又は自動車税の種別割」とする。
- 6 この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第7号様式並びに第10号様式6及び7並びに第2条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第1号様式6、第2号様式1及び4並びに第10号様式5の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第544号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年9月27日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 令和元年10月20日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和元年10月20日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第545号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年9月27日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 令和元年11月16日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和元年11月16日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第546号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和元年9月27日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 令和元年12月15日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和元年12月15日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第547号

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第4条第2項の規定により、自動車税の納税地を次のように定め、令和元年10月1日から適用し、愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税及び自動車取得税の納税地の指定（平成30年7月愛媛県告示第727号）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 愛媛県県税賦課徴収条例第42条の5第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割 愛媛県中予地方局の所在地
- 2 証紙徴収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法によって徴収する自動車税の種別割 愛媛県中予地方局の所在地

○愛媛県告示第548号

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務（昭和31年4月愛媛県告示第238号）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第84条第1項ただし書及び証明事務等に係る手数料条例（昭和31年愛媛県条例第20号）第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項の規定による自動車税の種別割の納税証明</p> <p>(2) 鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）第4条の2 _____ 又は第20条第4項の規定による鉱区税の納税証明</p> <p>(3)～(13) 省略</p>	<p>愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第84条第1項ただし書及び証明事務等に係る手数料条例（昭和31年愛媛県条例第20号）第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項の規定による自動車税 _____ の納税証明</p> <p>(2) 鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）第4条の2第1項第2項又は第20条第4項の規定による鉱区税の納税証明</p> <p>(3)～(13) 省略</p> <p>(14) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の施行に伴う次に掲げる証明</p> <p>ア 中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）第4条第2項第1号の規定による中小企業者であることの証明</p> <p>イ 中小企業退職金共済法施行規則第22条第2項の規定による同規則第25条第2号に該当することの証明</p> <p>ウ 中小企業退職金共済法施行規則第36条第1項の規定による常時5人未満の従業員を雇用する者であることの証明</p> <p>エ 中小企業退職金共済法施行規則第39条の規定による中小企業者となつたことの証明</p> <p>オ 中小企業退職金共済法施行規則附則第3条第2項第2号の規定による積立事業に積み立てられていた金額の証明</p> <p>カ 中小企業退職金共済法施行規則附則第3条第2項第3号の規定による積立事業に参加していた期間の月数の証明</p>

○愛媛県告示第549号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
松前町	筒井、北黒田の一部	平成28年度から平成30年度まで	松前町（筒井、北黒田の一部）の地籍図及び地籍簿
松山市	恩地地区	平成27年度から平成30年度まで	松山市（恩地地区）の地籍図及び地籍簿
松山市	大井野地区	平成27年度から平成30年度まで	松山市（大井野地区）の地籍図及び地籍簿

- 2 認証年月日

令和元年 9月27日

○愛媛県告示第550号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西条市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
  - 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西条市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第551号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年 9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般-29)第17048号	平成29年 8月6日	加地電設	加地 勇次	西条市三芳1102-3	令和元年 8月5日	電気工事業	建設業の廃止
(般-29)第17116号	平成29年 12月20日	神戸鉄工所	菅 昭喜	西条市洲ノ内甲295-3	令和元年 8月14日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第552号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年 9月27日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

- 令和元年 9月19日
- 3 指定道路の位置  
四国中央市上柏町字福石584番2の一部及び同市上柏町字サヤノ元583番1の一部
  - 4 指定道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 94.56メートル
    - (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第553号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 9月27日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
元中局建（開）第29号 令和元年 9月19日	伊予郡松前町大字筒井字北内開322番3	松山市本町六丁目6番地7 有限会社 未来プランニング 伊予郡松前町大字浜466番地 丹 羽 哲 夫



訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前								
別表第2(第4条関係) 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項						別表第2(第4条関係) 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項								
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分					
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者				
				部 長	局 長	課 長					部 長	局 長	課 長	
税 務 課	1 県税	1 ~ 4 省略				1 県税	1 ~ 4 省略				5 地方 及 地 方 法 人 特 別 税 の 賦 課 徴 収 に 関 する 事 務			
	の賦課徴収に関する事務													
2 地方譲与税等の調定決議に関する事務	1 地方法人特別譲与税、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税の調定決議					2 地方譲与税等の調定決議に関する事務	1 地方法人特別譲与税、 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税の調定決議							
	2 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の調定決議													
3 市町村交付金等に関する事務	1 ~ 3 省略					3 市町村交付金等に関する事務	1 ~ 3 省略							
	4 法人事業税の交付(法第72条の76)													
	5 省略													
	6 省略													
	7 省略													
	8 省略													
9 自動車税の環境性能割の交付(法第177条の6第1項)						8 自動車取得税の交付(法第143条第1項)								

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
<b>別表第2（第4条関係）</b> 局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第2（第4条関係）</b> 局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			局長	専決者					局長	専決者			
				部 長	課 長	主 幹					部 長	課 長	主 幹
税務課	1・2 省略					税務課	1・2 省略						
	3 県の 徴収金の徴収 に関する事務	1 省略					3 県の 徴収金の徴収 に関する事務	1 省略					
		2 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税並びにこれらに伴う徴収金の欠損処分に関する事						2 県税 _____ 及び地方人特別税並びにこれらに伴う徴収金の欠損処分に関する事					
		3 省略						3 省略					
		4 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税に係る延滞金の免除に関する事						4 県税 _____ 及び地方人特別税に係る延滞金の免除に関する事					
		5 省略						5 省略					
4 省略					4 省略								
5 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の賦課に関する事務	1 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の更正及び決定並びに加算金の決定に関する事				5 県税 _____ 及び地方人特別税の _____ 及び地方人特別税の _____ 更正及び決定並びに加算金の決定に関する事	1 県税 _____ 及び地方人特別税の _____ 更正及び決定並びに加算金の決定に関する事							
	(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略							
	2 県税及び市町税の減免及び課税免除に関する事					2 県税 _____ の減免及び課税免除に関する事							
	(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略							
	3～7 省略					3～7 省略							
6 省略	8 その他県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の賦課に関する事				6 県税及び地方人特別税の犯則取締りに関する事務	8 その他県税 _____ 及び地方人特別税の賦課に関する事							
	(1)・(2) 省略					1 通告処分（国税犯則取締法（以下この部において「法」という。）第14条）							
					2 通告不履行の場合の告発（法第17条）								
					3 犯則の心証を得ない場合の通知等（法第19条）								
					7 省略								

備考 1 東予地方局においては、この表1の部から4の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、同表5の部及び6の部 \_\_\_\_\_ に掲げる事務については、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」として、同表の規定を適用する。

2 中予地方局においては、この表1の部から4の部まで及び6の部1の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、同表5の部及び6の部2の項 \_\_\_\_\_ に掲げる事務については、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」として、同表の規定を適用する。

3・4 省略

備考 1 東予地方局においては、この表1の部から4の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、同表5の部、6の部及び7の部に掲げる事務については、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」として、同表の規定を適用する。

2 中予地方局においては、この表1の部から4の部まで及び7の部1の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務管理課」とし、同表5の部、6の部及び7の部2の項に掲げる事務については、同欄中「税務課」とあるのは、「課税課」として、同表の規定を適用する。

3・4 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県税及び市町税(軽自動車税の環境性能割に限る。以下<u>同じ。</u>)並びに特別法人事業税及び地方人特別税並びにこれらに伴う徴収金(以下「<u>県の徴収金</u>」という。)に係る債権の管理に關すること。</p> <p>(2) 県の徴収金に係る納税等の証明(他の地方局長が課税した自動車税に係る道路運送車両法第97条の2第1項の規定による継続検査及び構造等変更検査のための証明並びに<u>県税並びに特別法人事業税及び地方人特別税に係る未納がない旨の証明を含む。</u>第13条第2項第10号において同じ。)に關すること。</p> <p>(3)~(5) 省略</p> <p>(6) 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の納税奨励に關すること。</p> <p>(7) 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税並びにこれらに伴う徴収すべき金額の賦課 _____ に關すること(不動産取得税に係る家屋の評価に關することを除く。)</p> <p>(8) 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の犯則取締りに關すること。</p> <p>(9) 省略</p> <p>4~7 省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第12条 省略</b></p> <p>2~18 省略</p> <p>19 納税室長及び納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分並びに<u>県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の納税奨励に關する事務を掌理し、当該事務を担当する係に屬する職員を指揮監督する。</u></p>	<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県税 _____ 及び地方人特別税並びにこれらに伴う徴収金(以下「<u>県の徴収金</u>」という。)に係る債権の管理に關すること。</p> <p>(2) 県の徴収金に係る納税等の証明(他の地方局長が課税した自動車税に係る道路運送車両法第97条の2第1項の規定による継続検査及び構造等変更検査のための証明並びに<u>県税 _____ 及び地方人特別税に係る未納がない旨の証明を含む。</u>第13条第2項第10号において同じ。)に關すること。</p> <p>(3)~(5) 省略</p> <p>(6) 県税 _____ 及び地方人特別税の納税奨励に關すること。</p> <p>(7) 県税 _____ 及び地方人特別税並びにこれらに伴う徴収すべき金額の賦課決定に關すること(不動産取得税に係る家屋の評価に關することを除く。)</p> <p>(8) 県税 _____ 及び地方人特別税の犯則取締りに關すること。</p> <p>(9) 省略</p> <p>4~7 省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第12条 省略</b></p> <p>2~18 省略</p> <p>19 納税室長及び納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分並びに<u>県税 _____ 及び地方人特別税の納税奨励に關する事務を掌理し、当該事務を担当する係に屬する職員を指揮監督する。</u></p>

20～31 省略

( 地方局長に対する事務の委任 )

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の4 省略

(5) 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税の賦課徴収に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～ウ 省略

(6) 県税及び市町税並びに特別法人事業税及び地方人特別税に伴う徴収金に関すること。ただし、核燃料税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関するものを除く。

(7)～(117) 省略

3～6 省略

20～31 省略

( 地方局長に対する事務の委任 )

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の4 省略

(5) 県税\_\_\_\_\_及び地方人特別税の賦課徴収に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～ウ 省略

(6) 県税\_\_\_\_\_及び地方人特別税に伴う徴収金に関すること。ただし、核燃料税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関するものを除く。

(7)～(117) 省略

3～6 省略

( 愛媛県文書管理規程の一部改正 )

第4条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表(第54条関係) 文書保存期間基準						別表(第54条関係) 文書保存期間基準					
保存期間 の種別 項目	長期	10年	5年	3年	1年	保存期間 の種別 項目	長期	10年	5年	3年	1年
省略						省略					
財務会計等	省略					財務会計等	省略				
		県税及 び市町 税並び に特別 法人事 業税及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で重 要なも の	県税及 び市町 税並び に特別 法人事 業税及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書	県税及 び市町 税並び に特別 法人事 業税及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で軽 易なも の	県税及 び市町 税並び に特別 法人事 業税及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で特 に軽易 なもの			県税__ _____ _____ _____ _____ __及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で重 要なも の	県税__ _____ _____ _____ _____ __及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書	県税__ _____ _____ _____ _____ __及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で軽 易なも の	県税__ _____ _____ _____ _____ __及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で特 に軽易 なもの
省略						省略					
省略						省略					

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者						知事	専決者		
				部長	局長	課長					主幹	部長	局長
子育て支援課	1～8 省略						1～8 省略						
	9 子ども・子育て支援法の施行に関する事務	1 教育・保育等に関する調査等（第15条第1項、第2項、第30条の3）					9 子ども・子育て支援法の施行に関する事務	1 教育・保育 に関する調査等（第15条第1項、第2項 _____）					
		2 教育・保育給付認定に係る援助（第25条）						2 支給認定 _____ に係る援助（第25条）					
	3 特定教育・保育施設等の便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第37条第2項、第58条の7第2項）						3 特定教育・保育施設の利 用定員に係る協議（第31条 第3項、第32条第2項、第 3項）						
								4 特定教育・保育施設 の 便宜の提供に係る連絡調整 及び助言その他の援助（第 37条第2項 _____ _____）					
							5 特定教育・保育施設に係 る通知の受理（第39条第2 項、第5項）						
							6 施設の確認等に係る届出 の受理（第41条）						
	4 省略						7 省略						
							8 事業者の確認等に係る届 出の受理（第53条）						
	5 特定教育・保育提供者の 業務管理体制の整備に関す ること。						9 特定教育・保育提供者の 業務管理体制の整備に関す ること。						
							(1) 届出の受理（第55条第 2項から4項まで）						
	(1) 省略						(2) 省略						
	(2) 省略						(3) 省略						
(3) 省略						(4) 省略							
(4) 省略						(5) 省略							

	(5) 省略									
	6 教育・保育情報に関する こと。									
	(1) 省略									
	(2) 省略									
	7 市町村子ども・子育て支 援事業計画に係る協議（第 61条第9項）									—
	8 省略									
	9 省略									
10～12	省略									

	(6) 省略									
	(7) 措置命令に係る通知 （第57条第5項）									—
	10 教育・保育情報に関する こと。									
	(1) 報告の処理（第58条第 1項、第2項）									—
	(2) 省略									
	(3) 省略									
	(4) 特定教育・保育施設等 の確認の取消し等をすべ き旨の通知（第58条第6 項）									—
	11 市町村子ども・子育て支 援事業計画に関すること。									
	(1) 協議（第61条第9項）									—
	(2) 受理（第61条第10項）									—
	12 省略									
	13 省略									
10～12	省略									

**附 則**

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

**公 告**

○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和元年9月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**1 人事行政の運営の状況**

**(1) 任免及び職員数に関する状況**

**ア 職員の採用の状況**

平成30年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で786人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

（単位：人）

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	畜産	林業	水産	化学	薬剤師	福祉
男性	42	18	1	8	1	3	2	3	2	0
女性	32	3	0	4	1	1	1	1	2	2
合計	74	21	1	12	2	4	3	4	4	2

区分	心理	保健師	管理栄養士	獣医師	看護師	海技士	職業訓練指導員	医師	合計
男性	1	0	0	1	0	1	1	0	84
女性	1	2	1	3	1	0	0	1	56
合計	2	2	1	4	1	1	1	1	140

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	電気	医師	薬剤師	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士
男性	2	2	29	1	2	2	0	0	1	0
女性	2	0	10	5	0	0	3	5	0	1
合計	4	2	39	6	2	2	3	5	1	1

区分	言語聴覚士	看護師	合計
男性	0	7	46
女性	1	60	87
合計	1	67	133

割愛採用者は除いている。

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	実習助手	学校事務	栄養教諭	学芸員	海技士	合計
男性	135	39	0	4	5	0	0	1	184
女性	156	31	25	3	11	3	1	0	230
合計	291	70	25	7	16	3	1	1	414

割愛採用者は除いている。

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察官(航空操縦士)	警察官(サイバー犯罪捜査官)	警察事務	合計
男性	63	2	2	1	6	74
女性	19	0	0	0	6	25
合計	82	2	2	1	12	99

## イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成30年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて1,029人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	161	30	1	2	440	62	696
定年前退職	50	108	0	0	130	45	333
合計	211	138	1	2	570	107	1,029

割愛退職者は除いている。

## ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用すること

とができることとされています。任期は1年ですが、4回まで任期を更新することができます。平成30年度における新規再任用者数は214人、任期更新者数は460人、離職者数は137人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	50	12	0	140	12	214
任期更新者数	124	20	1	279	36	460
離職者数	44	2	0	81	10	137

## 工 職員数の状況

平成30年及び平成31年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成31年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

ア) 部門別職員数の状況と平成31年の職員数の主な増減理由

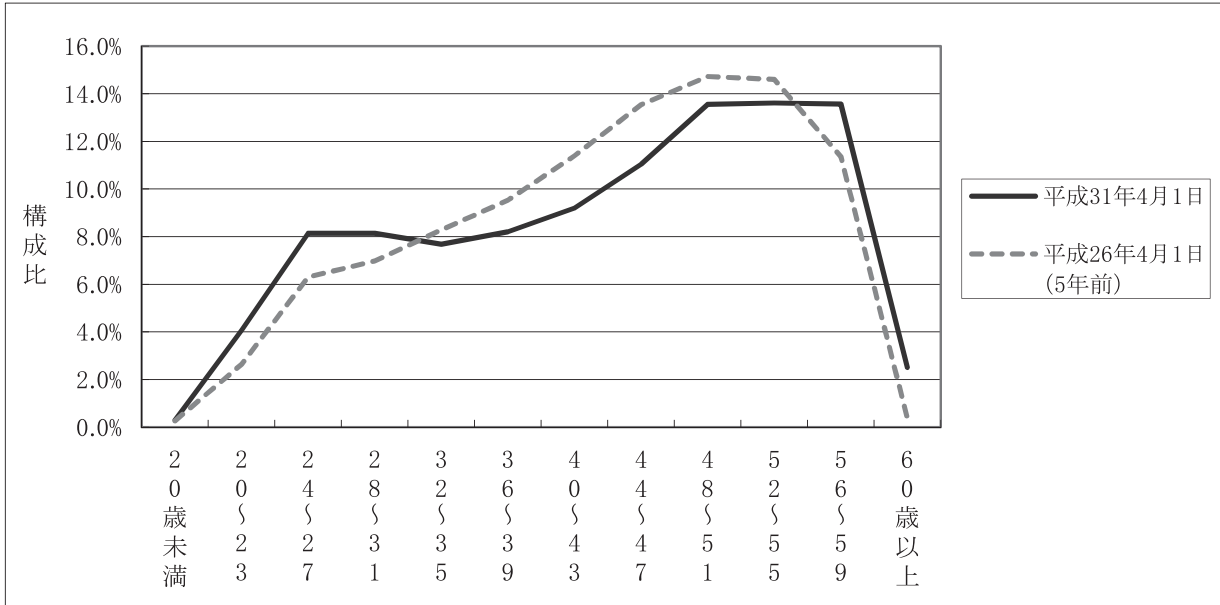
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
一般 行政 部門	議 会	31	30	1	公用車運転手の民間委託
	総務企画	635	635	0	チャレンジオフィス、オリバラ・マスターズ対応、事務処理体制の効率化
	税 務	175	171	4	事務処理体制の効率化
	民 生	357	356	1	資格職採用等までの一時的欠員
	衛 生	471	467	4	資格職採用等までの一時的欠員
	労 働	82	89	7	G20労働雇用大臣会合の開催準備
	農林水産	1,002	1,008	6	農林業復興推進体制の強化
	商 工	208	212	4	グループ補助金対応
	土 木	778	776	2	技能労務職の退職不補充
	小 計	3,739 [115]	3,744 [105]	5 [10]	
(男女別)	男 (2,862)	(2,817)			
	女 (877)	(927)			
特別 行政 部門	教 育	11,808	11,716	92	児童生徒数の減少による教職員の減
	(男女別)	男 (5,830)	(5,775)		
		女 (5,978)	(5,941)		
	警 察	2,840	2,854	14	欠員補充
	(男女別)	男 (2,393)	(2,403)		
	女 (447)	(451)			
小 計	14,648 [222]	14,570 [230]	78 [8]		
公営企業等部門		2,077 [23]	2,077 [29]	0 [6]	県立病院における診療体制の強化 資格免許職採用までの一時的欠員
	(男女別)	男 (625)	(623)		
		女 (1,452)	(1,454)		
合計	20,464 [360]	20,391 [364]	73 [4]		
(条例定数)	(21,479)	(21,420)			



- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。
- 2 [ ]内は、再任用短時間職員の数であり、外書きです。
- 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
- 4 一般行政部門には、知事の事務局(公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員、博物館職員及び国保事業関係職員を除く。)のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	60	830	1,659	1,661	1,565	1,672	1,875	2,251	2,764	2,776	2,768	510	20,391
構成比	0.3%	4.1%	8.1%	8.1%	7.7%	8.2%	9.2%	11.0%	13.6%	13.6%	13.6%	2.5%	100.0%

(ウ) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成28年4月1日	平成31年4月1日	平成31年4月1日までの4年間で一般行政部門の職員数(3,700人)を74人程度(2%)削減(第六次定員適正化計画)。

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務執行リーダー制の効果的運用等による機動的な執行体制づくり、業務効率化の徹底やアウトソーシングの更なる推進、再任用職員の一層の活用、年齢構成の平準化や優秀な職員確保に向けた方策の強化に取り組みながら、定員適正化に努めました。

c 第六次定員適正化計画の年次別実績の概要

(各年4月1日現在)

区分	職員数	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成28～31年計	(参考)数値目標
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)		
一般行政部門	職員数	3,700 [3,719]	3,702 [3,740]	3,699 [3,747]	《3,678》 3,679 [3,739]	《3,624》 3,642 [3,744]	3,626人程度	74人程度
	増減		2 [21]	3 [7]	《 21》 20 [ 8]	《 53》 37 [ 5]		
教育部門	職員数	12,052 [12,091]	11,941 [12,023]	11,752 [11,915]	11,581 [11,808]	11,404 [11,716]	648 [ 375]	
	増減		111 [ 68]	189 [ 108]	171 [ 107]	177 [ 92]		

警察 部門	職員数	2,799 [ 2,800 ]	2,787 [ 2,794 ]	2,806 [ 2,819 ]	2,823 [ 2,840 ]	2,826 [ 2,854 ]		
	増減		12 [ 6 ]	19 [ 25 ]	17 [ 21 ]	3 [ 14 ]	27 [ 54 ]	
公営 企業 部門	職員数	2,036 [ 2,042 ]	2,077 [ 2,081 ]	2,081 [ 2,085 ]	2,068 [ 2,077 ]	2,065 [ 2,077 ]		
	増減		41 [ 39 ]	4 [ 4 ]	13 [ 8 ]	3 [ 0 ]	29 [ 35 ]	
計	職員数	20,587 [ 20,652 ]	20,507 [ 20,638 ]	20,338 [ 20,566 ]	20,151 [ 20,464 ]	19,937 [ 20,391 ]		
	増減		80 [ 14 ]	169 [ 72 ]	187 [ 102 ]	214 [ 73 ]	650 [ 261 ]	

注1 計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間です。

2 [ ]内の数値は、フルタイム再任用職員を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

《 》内の数値は、定員適正化計画対象人数で、一般行政部門のうち平成30年度組織改正に伴う教育委員会事務局からの異動者及び災害復興に係る採用者を含まず、国保事業関係職員を含みます。

なお、フルタイム再任用職員については、第六次定員適正化計画における数値目標の対象外としています。

## (2) 人事評価の状況

### ア 定期人事考課

#### (ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成29年12月1日から平成30年11月30日まで（代表監査委員にあつては、平成30年1月1日から12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

平成29年11月1日から平成30年10月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (ウ) 教育委員会（県立学校教職員）

平成29年11月1日から平成30年10月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (エ) 警察本部長

平成30年度においても、年1回の能力評価と年2回の業績評価とを行いました。

能力評価は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、平成30年4月1日から9月30日までの期間及び平成30年10月1日から平成31年1月31日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。人事評価の正式な期間については、能力評価は10月1日から翌年9月30日までの期間、業績評価は10月1日から翌年3月31日までの期間及び翌年4月1日から9月30日までの期間であるところ、平成30年度は、諸般の事情を考慮して前記期間で評価を行っています。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の管理職職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。

評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

## イ 特別人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件付採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件付採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

(ウ) 警察本部長

条件付採用期間中の職員を対象に、条件付採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務成績評価を行い、評価者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

### (3) 給与の状況

#### ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。平成30年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日現在)	歳 出 額 ( A )	実 質 収 支	人 件 費 ( B )	人件費率 ( B / A )	平成29年度 の人件費率
平成30年度	1,381,761 人	620,655,222 千円	2,217,802 千円	167,424,957 千円	27.0 %	27.0 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成31年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費				1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 ( B )	
平成31年度	18,808 人	81,400,987 千円	13,722,810 千円	32,887,640 千円	128,011,437 千円	6,806 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

2 職員数は、平成31年度当初予算に計上された数値であり、平成31年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

平成31年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

特別職

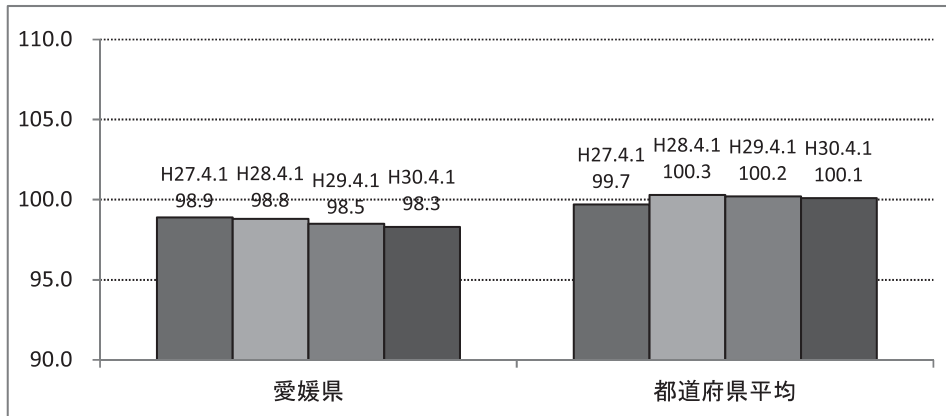
区 分	給料
知 事	10 / 100
副知事	6 / 100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	5 / 100

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成30年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.3と国よりも低くなっており、都道府県平均(100.1)を1.8ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が74.8%（31年4月1日現在）であるのに対し、県職員は0.4%（31年4月1日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

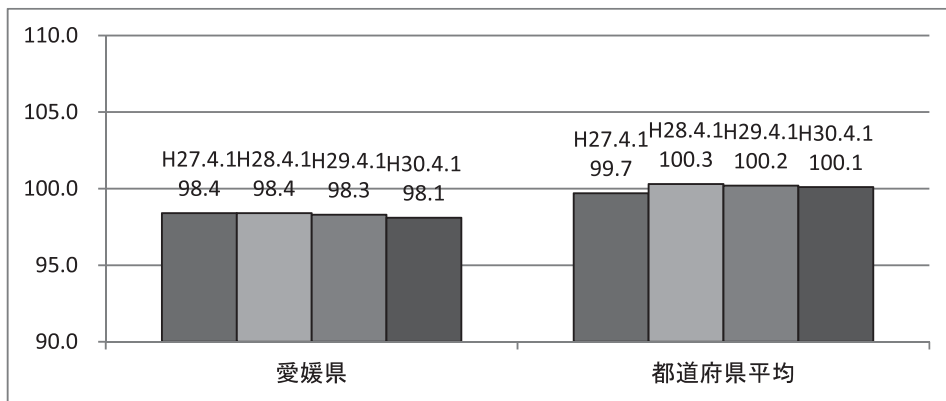


注 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成30年4月1日におけるパーシェ指数は、98.1と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



## イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

平成31年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,071人及び再任用短時間勤務職員454人を含まない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。）は、18,320人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）

を除いた職員をいう。以下(ウ)において同じ。)4,002人(21.8パーセント)、技能労務職219人(1.2パーセント)、高等学校(特別支援学校を除く。)教育職2,411人(13.2パーセント)、中学校・小学校教育職7,427人(40.5パーセント)及び公安職2,480人(13.5パーセント)の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職(行政職給料表適用者(税務職員等を除く。))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43.9歳	327,998円	423,133円

b 技能労務職(技能労務職に係る給料表適用者)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	53.5歳	331,470円	366,856円
うち 用務員	52.8歳	337,879円	379,905円
うち 自動車運転員	57.0歳	316,029円	342,075円
うち 学校給食員	53.4歳	339,701円	375,943円

c 高等学校教育職(高等学校等教育職員給料表適用者(特別支援学校職員を除く。))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.9歳	379,216円	435,035円

d 中学校・小学校(幼稚園)教育職(中学校・小学校教育職員給料表適用者)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	45.6歳	371,206円	407,297円

e 公安職(公安職給料表適用者)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	38.5歳	323,384円	431,457円

注1 平均給料月額とは、平成31年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

平成31年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	188,136円	総合職(大卒) 185,200円 一般職(大卒) 180,700円
	高校卒	153,765円	一般職(高卒) 148,600円
	技能労務職	146,730円	-
技 能 労 務 職	高校卒	146,730円	-
	中学卒	131,052円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	218,550円	-

中学校・小学校教育職	大学卒	218,550円	-
公 安 職	大学卒	211,452円	総合職(大卒) 212,700円
			一般職(大卒) 209,700円
	高校卒	178,990円	一般職(高卒) 171,200円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成31年4月1日現在)

平成31年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	256,735円	357,152円	378,798円	389,867円
	高校卒	223,097円	309,967円	351,901円	363,752円
技 能 労 務 職	高校卒			298,887円	308,376円
	中学卒				
高等学校教育職	大学卒	305,343円	399,545円	425,315円	435,730円
	高校卒		302,933円		412,017円
中学校・小学校教育職	大学卒	303,113円	386,786円	410,479円	422,760円
	高校卒				
公 安 職	大学卒	281,534円	393,868円	410,773円	423,819円
	高校卒	250,202円	352,435円	393,025円	409,403円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数

学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

## ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

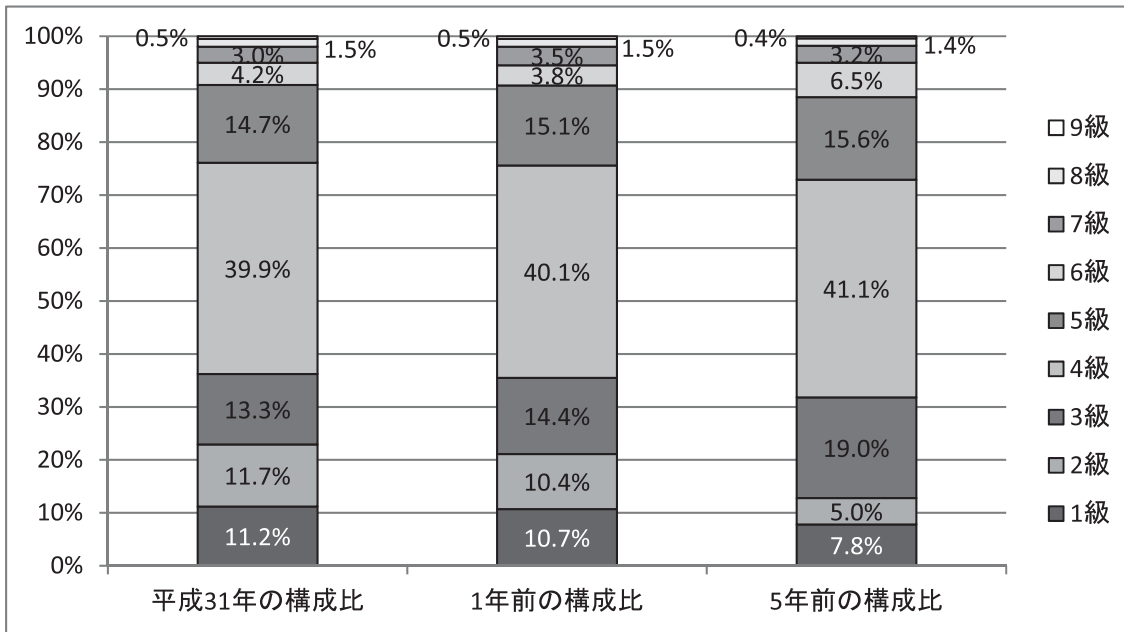
平成31年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	436人	11.2%	144,820円	248,838円
2級	主事・技師	457人	11.7%	194,970円	305,721円
3級	主任・係長	517人	13.3%	231,150円	351,750円
4級	専門員	1,553人	39.9%	264,315円	386,121円
5級	課長補佐・主幹	571人	14.7%	290,344円	394,965円
6級	課長	164人	4.2%	320,796円	412,251円
7級	参事	115人	3.0%	364,714円	447,124円
8級	局長	59人	1.5%	410,140円	470,943円
9級	部長	18人	0.5%	460,692円	530,137円
計		3,890人	100%		

注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 再任用職員は含んでいません。

3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならないこともあります。



## エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成30年度普通会計決算ベースの額です。

### (ア) 期末手当・勤勉手当

愛媛県		国	
1人当たり平均支給額（平成30年度決算）		-	
1,602千円			
（平成30年度支給割合）		（平成30年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.85月分	2.6月分	1.85月分
（1.45月分）	（0.90月分）	（1.45月分）	（0.90月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.25月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

### (イ) 退職手当（平成31年4月1日現在）

愛媛県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		

定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		定年前早期退職特別措置（2～45%加算）	
	自己都合	勲褒・定年	
1人当たり平均支給額	6,041千円	21,519千円	

注 1人当たり平均支給額は、平成30年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成31年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支給実績（平成30年度決算）				64,140千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）				791,852円
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
医師		16%	26人	16%
医師以外	東京都（特別区）	20%	26人	20%
	大阪府（大阪市）	16%	7人	16%
	愛知県（名古屋市）	15%	1人	15%
	広島県（広島市）	10%	1人	10%
	香川県（高松市）	6%	0人	6%
	宮城県（仙台市）	4.5%	0人	6%

注 支給対象職員数は、平成31年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（平成30年度決算）		1,383,625千円		
支給職員1人当たり平均支給額（平成30年度決算）		121,595円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		59.8%		
手当の種類（手当数）		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成30年度）	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	1,297千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	74千円	日額 290円
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	1,945千円	日額 290円 及び 日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	5千円	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	262千円	日額 230円



児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等	10,077千円	日額 350円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	6,794千円	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	72,336千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	6,729千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	29,763千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	33千円	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	30,835千円	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	339千円	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	0千円	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円 日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	885千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り( の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	7,869千円	日額 560円 日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	4,090千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	1,563千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)	6千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	54,022千円	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	23千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	25,782千円	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	0千円	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質(サリン等)の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	2,647千円	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	374千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	793千円	日額 840円

術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	21千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	736千円	日額 3,000円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等 の業務	3,000千円	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	18千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,128千円	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,105千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	19千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高压ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	24千円	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	1,090千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	11,125千円	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	5,459千円	日額 730円 （BSE検査：810円加算）
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	29千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	2,225千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	89千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	378千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務（整備士） 航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外）	5,107千円	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	2,735千円	日額 480円 日額 730円

	当該作業等に従事する職員（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）による帰還困難区域において行う作業 本部長指示による居住制限区域において行う作業	0千円	日額20,000円～3,300円 屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額660円
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額 480円 日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）	原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	0千円	20,000円 10,000円
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額730円を超えない額
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	94千円	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	994千円	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	865千円	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	7千円	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	567,109千円	日額 8,000円 日額 7,500円 日額 5,100円 日額 5,100円 日額 3,600円 日額 1,125円

多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	6,269千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	102,850千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	12千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	362,731千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	3,220千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	125千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（平成30年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（平成30年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算額）	3,446,378千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	511千円
支給実績（平成29年度決算額）	3,792,161千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	560千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 6,500円</li> <li>・子 10,000円</li> <li>・父母等 6,500円</li> </ul> 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	-	1,997,078千円	234,151円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	<b>【借家・借間居住者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円</li> <li>・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円</li> <li>・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）</li> </ul>	同	-	1,231,484千円	258,281円
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：414,300円	同	-	79,781千円	1,108,069円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	<b>【公共交通機関利用者】</b> 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円 <b>【交通用具利用者】</b> 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ～ 片道95km以上47,200円	異	国上限額55,000円	1,567,016千円	102,688円
			異	国上限額31,600円		

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	30,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000~70,000円	同	-	198,928千円	332,656円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	1,376,271千円	699,680円
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	23,310千円	182,109円
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			112,832千円	298,497円
定時制通信教育手当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			31,479千円	283,595円
産業教育手当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			103,443千円	298,968円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			744,193千円	65,957円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			40,300千円	251,875円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円/1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	453,608千円	177,955円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて3,000円~12,000円/1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	62,177千円	84,251円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	146,097千円	90,072円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

## オ 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,188,000円(1,320,000円)
	副 知 事	949,400円(1,010,000円)
報 酬	議 長	970,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	820,000円
期 末 手 当	知 事	(平成30年度支給割合)
	副 知 事	3.35月分
	議 長	(平成30年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.35月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期) 132万円×在職月数×0.481(任期毎)
	副 知 事	101万円×在職月数×0.365( " )

注 給料月額及び報酬月額、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき、それぞれ知事10%、副知事6%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。

## カ 公営企業職員の状況

### (ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来65年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2基）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力67,530キロワットで営業しています。

#### a 職員給与費の状況

##### (a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成30年度	千円 1,970,302	千円 1,114,039	千円 356,728	18.1 %	17.4 %

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

##### (b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和元年度	人 64	千円 285,803	千円 68,092	千円 147,238	千円 501,133	千円 7,830

注1 職員数及び給与費は、令和元年度当初予算に計上された数値であり、平成31年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

#### b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成31年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員2人を含まない。）は、56人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	44歳2月	346,732円	448,733円 (573,680円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、（ ）内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

#### c 職員の手当の状況

##### (a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成30年度）		1人当たり平均支給額（平成30年度）	
1,676千円		1,600千円	
（平成30年度支給割合）		（平成30年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分	2.6 月分	1.85 月分
(1.45 月分)	(0.90 月分)	(1.45 月分)	(0.90 月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.25月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成31年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	退職者なし		1人当たり平均支給額	自己都合 5,958 千円	勸奨・定年 22,025 千円

注 1人当たり平均支給額は、平成30年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	32千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	1,129円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	54.9%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 22	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 10	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	32,216千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	767千円
支給実績（平成29年度決算）	30,300千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	757千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 8,478	円 273,468
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,658	円 295,333
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,551	円 113,774
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,728	円 432,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 6,844	円 760,400
特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 246	円 27,333
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,573	円 257,326

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来55年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	平成29年度の総費用に占める職員給与費比率
平成30年度	千円 932,904	千円 650,431	千円 158,576	% 17.0	% 16.3

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数(A)	給 与 費				1人当たり平均給与費(B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和元年度	人 23	千円 112,903	千円 22,691	千円 47,671	千円 183,265	千円 7,968

注1 職員数及び給与費は、令和元年度当初予算に計上された数値であり、平成31年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

県営工業用水道事業に従事する平成31年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員2人を含まない。)は、21人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。



区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	51歳11月	378,703円	440,644円 (577,048円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(工業用水道事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,459千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,600千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.6 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.85 月分 (0.90 月分)	期末手当 2.6 月分 (1.45 月分)	勤勉手当 1.85 月分 (0.90 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.25月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当(平成31年4月1日現在)

愛媛県公営企業(工業用水道事業)			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置(2~20%加算)			定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	退職者なし		1人当たり平均支給額	自己都合 5,958 千円	勤奨・定年 22,025 千円

注 1人当たり平均支給額は、平成30年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		36千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		2,015円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		78.3%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 33	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 3	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	10,505千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	584千円
支給実績（平成29年度決算）	8,579千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	477千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

注2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （30年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,612	円 225,750
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 639	円 213,000
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,117	円 179,000
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 330	円 330,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,354	円 670,800
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 35	円 8,800
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 66	円 16,375
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来62年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,659床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成30年度	千円 45,453,864	千円 633,247	千円 16,148,738	35.5 %	36.0 %

注1 決算には、消費税を含んでいません。

注2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

注3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費59,294千円を含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和元年度	人 1,977	千円 8,281,123	千円 5,256,675	千円 3,594,756	千円 17,132,554	千円 8,666

注1 職員数及び給与費は、令和元年度当初予算に計上された数値であり、平成31年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

注2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日現在)

県営病院事業に従事する平成31年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員25人を含まない。)は、1,994人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	45歳3月	592,956円	1,334,173円 (1,518,257円)
看 護 師	39歳2月	312,241円	414,865円 (527,892円)
事務職員	44歳3月	339,443円	480,501円 (603,174円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

注2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(病院事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(平成30年度)		1人当たり平均支給額(平成30年度)	
1,577千円		1,600千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分	2.6 月分	1.85 月分
(1.45 月分)	(0.90 月分)	(1.45 月分)	(0.90 月分)

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置
----------------------------------	----------------------------------

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.25月分となっています。  
2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当(平成31年4月1日現在)

愛媛県公営企業(病院事業)			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置(2~20%加算)			その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年
医師	1,482 千円	30,124 千円		5,958 千円	22,025 千円
看護師	1,383 千円	18,708 千円			
その他	5,867 千円	20,843 千円			

注1 1人当たり平均支給額は、平成30年度中に退職した職員に支給された額の平均です。  
2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除く全ての職員です。

(c) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給総額(平成30年度決算)	277,254千円			
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	924,179円			
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	愛媛県の制度(支給率)
医師		16%	278人	16%

注1 支給対象職員数は、平成31年4月1日現在の職員数です。  
2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	426,620千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	282,094円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	71.7%			
手当の種類(手当数)	9			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成30年度)	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 394	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,330	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 8,362	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 65	日額 290円

精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれら者に接する業務	千円 31	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等でする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 350,730	1回 2,150円から350円まで 1回 860円 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	千円 477	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 34,251	1時間当たりの給与額×従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 28,980	1回 5,000円から20,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	2,085,674千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	1,068千円
支給実績（平成29年度決算）	2,161,623千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	1,097千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

注2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 181,867	円 235,274
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 205,993	円 272,117
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 131,642	円 88,948
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 9,660	円 386,400
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 63,143	円 1,070,217
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 （南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円）	異	医師への加算	千円 982,987	円 3,276,622
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 220,092	円 442,841
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 16,780	円 289,306
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 198,730	円 197,349

(g) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	788,500円（830,000円）
期末手当	（平成30年度支給割合） 3/35月分

退職手当	(算定方式)	(支給時期)
	83万円×在職月数×0.25(任期毎)	

注 給料月額、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき5%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載

#### (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

##### ア 勤務時間の状況

平成30年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、午後零時から午後1時まで)となっています。

##### イ 休暇の状況

###### (ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成30年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位:日)

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長
平均取得日数	10.3	8.0	5.8	7.3	12.7	11.0	11.0

###### (イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障がいのため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

#### (5) 休業の状況

###### (ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成30年度における育児休業者数は、641人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
育児休業者数	63	122	401	55	641

###### (イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成30年度における部分休業者数は、61人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:人)

区分	知事	公営企業管理者	議会議長	教育委員会	警察本部長	合計
部分休業者数	18	33	1	5	4	61

###### (ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。平成30年度における育児短時間勤務者数は、126人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
育児短時間勤務者数	9	110	6	1	126

## (エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。平成30年度における自己啓発等休業者数は0人です。

## (オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成30年度における休業者数は、2人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
配偶者同行休業者数	1	1	2

## (カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間で限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成30年度における修学部分休業者数は、0人です。

## (キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成30年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

## (ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成30年度における休業者数は、1人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
大学院修学休業者数	1	1

## (6) 分限及び懲戒処分の状況

## ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務効率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成30年度における分限処分数は、357件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	0	0	0
休 職	97	50	163	47	357
合 計	97	50	163	47	357

## イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成30年度における懲戒処分数は、8件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	1	1
停 職	0	0	1	1
減 給	2	0	1	3
戒 告	2	1	0	3
合 計	4	1	3	8

## (7) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成30年度において、以下の措置を講じました。

### ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
綱紀粛正の徹底について	障害者雇用率の算定に誤りがあることが判明したことを受け、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、信頼を回復できるよう、綱紀の粛正について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保について	統一地方選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 職員が仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進を図ることを目的として、管理職等を対象に研修を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (エ) 綱紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

### イ 教育委員会

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。



通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウィークの時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
不適正な事務処理の防止について	県立学校において、同姓同名の別人への謝金等の誤払い事案が発生したことに引き続き、災害共済給付金にかかる同様の誤払い事案が発生したことから、公金の取扱い等については、関係法令に基づき適正に行うこと、また、管理監督者は所属職員に対し、改めて会計事務の適正な執行について指導を徹底するよう通知しました。
地方公共団体におけるセクシュアル・ハラスメント対策について	セクシュアル・ハラスメント防止について、一層の対策の強化を図るため、周知徹底を図りました。
綱紀粛正の徹底について	障害者雇用率の算定に誤りがあることが判明したことを受け、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、信頼を回復できるよう、綱紀の粛正について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律徹底について	「酒気帯び運転」、「営利企業への従事制限違反」により懲戒処分を行った矢先に、職員が「県青少年保護条例違反」で逮捕されるという事案が発生したのを受け、こうした不祥事が県民の信頼を大きく損ねるものであることを重く受け止め、一日も早く信頼回復できるよう、臨時市町教育長会を開催するとともに、これまで以上に服務規律の厳正な遵守について周知徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
不祥事防止委員会の設置について	近年、県立学校に勤める教職員による不祥事が多発していることから、校長を委員長とし、不祥事防止のための行動計画の作成及び検証、不祥事防止のための研修会の実施等を行う委員会を設置し、不祥事の未然防止に努めるよう通知しました。
教職員の交通事故の防止及び交通違反の根絶について	公立小学校教諭が酒気帯び運転の容疑で逮捕されるという事案が発生したことから、教職員は法令を遵守する立場にあることを自覚し、違反行為を絶対にしないよう、また、管理職は教職員一人一人に対し、飲酒運転を絶対にしないという意識の徹底を図り、職場を挙げて飲酒運転を根絶するよう通知しました。
「教職員の皆さんへの教育長メッセージ」の送信について	公立小学校教諭の酒気帯び運転や、県立学校実習助手の体罰等に係る懲戒処分を行った直後に、公立中学校事務職員及び教諭が未成年者へのわいせつ行為で相次いで逮捕されたことから、教職員は教育に携わる公務員として崇高な使命と責任を自覚し、自らを律し、児童生徒・保護者・地域からの期待と信頼に応える学校づくりを進める旨のメッセージを発出しました。

## ウ 警察本部長

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント相談員名簿の送付	ハラスメント防止対策要綱（平成25年5月15日付通達）に基づき、防止対策の実効性を高めるため、ハラスメント相談員を選定し、ハラスメント相談窓口を継続して職員に周知の上効果的活用を図るよう指示しました。
ハラスメント防止対策推進月間の実施	11月がハラスメントの防止月間であることから、職員への意識啓発の促進及び教養の実施を指示しました。
サービスより「ストップ・ハラスメント」の発出	ハラスメント事案を認知した場合、サービスより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
営利企業等の従事制限に関する遵守の徹底	全職員に営利企業等への従事制限の趣旨を周知徹底するとともに、各所属には身上把握等を通じてその実態を把握するよう指示しました。
衆議院議員総選挙における警察職員の服務規律の保持	警察職員の職務の特殊性及び基本的留意事項の周知徹底を指示しました。

非違事案防止に向けた各種施策の着実な実施	非違事案の未然防止に資する業務の仕組みの構築、高い規律と士気を有する職場環境の確立、非違事案の現状とその防止対策、身上把握の徹底等について指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	業務管理の徹底、飲酒に絡む非違事案の絶無、交通事故防止及び発生時における適切な対応、身上把握の徹底と組織的かつ継続的な指導・支援の実施、殉職・受傷事故の防止について指示しました。
長期休業者に対する身上指導の徹底	長期休業者に対しては、定期的な連絡等により身上指導に努めるよう指示しました。
飲酒上の非違事案の防止の徹底	組織的かつ継続的な身上把握・生活指導を徹底するよう指示しました。
年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止	身上把握・生活指導の徹底、飲酒に絡む非違事案の防止、交通事故・違反の防止、殉職・受傷事故の防止について指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種非違事案の防止	業務上及び私生活上に係る非違事案防止の重点事項について指示しました。
独身寮費等の私的管理金に係る組織的管理の徹底	私的管理金の管理体制の構築及び強化、管理方法及び私的管理金担当者の身上把握・生活指導の徹底について指示しました。
部下職員に対する身上把握の具体的実施要領及び効果的实施	個々面接における重点指導項目、生活指導チェックリストによる具体的かつ効果的な身上把握要領について指示しました。
迅速な表彰上申	適正な業務評価と表彰・賞揚により、士気高揚・誇りと使命感の醸成に努め、組織を活性化させるために、時期を失することなく表彰・賞揚がなされるよう通達を发出了しました。
監察通信の発出	全職員に対して、全国の懲戒処分事例、県下における各処分状況等を周知し、教養を実施しました。
訟務通報の発出	全職員に対して、損害賠償事案、審査請求事案等の訟務案件について、教養を実施しました。
「業務だより」の発出	「業務だより」を定期的に発出し、各種事故防止の徹底を指示しました。
「ストップ事故通信」の発出	職員の交通事故が多発していることから、「ストップ事故通信」をタイムリーに発出し、交通事故防止の徹底を指示しました。

(8) 退職管理の状況

**知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長**

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届けるよう義務付けています。

(9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成30年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用臨時職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	9 コース 参加者 1,104人

ステージアップ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	25コース 参加者 648人
指導者養成研修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 205人
出 前 講 座	東予・南予地域の職員の研修機会の拡充を図るため、出前講座(クレーム対応講座等)を実施	2コース 参加者 93人
部 局 研 修	新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	7コース 参加者 97人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(14人)や自治大学校(4人)、民間企業等(6人)へ職員を派遣しました。

また、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人日本台湾交流協会等に6人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ(1グループ)の育成を行いました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関(4人)や海外の学会等(23人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(19コース、791人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。(15人)

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、公益財団法人日本人事試験研究センター等が実施する研修を受講させました。(2人)

(エ) 議会議長

議会事務局職員としての資質向上を図るため、全国都道府県議会議長会が実施する研修を受講させました。(5人)

(オ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。(6人)

(カ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 10コース 参加者 881人
		〔県立学校教職員〕 16コース 参加者 253人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 27コース 参加者 6,325人
		〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 2,428人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 404コース 参加者 19,200人
		〔県立学校教職員〕 84コース 参加者 4,570人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 43人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教職員支援機構等 24人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 22人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 7人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 アメリカ（1） 1人
		〔県立学校教職員〕 韓国（1） 1人

(キ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成30年度は、採用時教養（7期 165人）、昇任時教養（2期 7人）、専科等（41期 499人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（182人）、警察大学校（88人）及び法科学研修所（10人）で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成30年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診等を行いました。また、共済組合と共同でがん検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、各種がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（平成30年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断 5,016人	一次検査 受診率 99.7%

	特別定期健康診断	1,887人	放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
	ストレスチェック	6,235人	受検率 95.0%
その他検診		606人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農業使用職員検診
がん検診等	がん検診	7,639人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	2,504人	人間ドック、腹部超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	3,267人 一次検査 受診率 99.3%
	ストレスチェック	4,012人 受検率 99.8%
その他検診	345人	VDT作業従事者検診（一次、二次）、農業使用業務従事者検診
がん検診等	がん検診	6,070人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	1,212人 人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	273人 一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	2人 有害業務等従事職員検診
	ストレスチェック	352人 受検率 99.4%
その他検診	22人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	629人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	181人 人間ドック、腹部超音波検診

（警察本部長）

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,646人 一次検診 受診率 100%
	特別定期健康診断	693人 有機溶剤業務従事者検診、潜水業務従事者検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診
	ストレスチェック	2,885人 受検率 100%
その他検診	68人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	2,863人 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人間ドック等	861人 人間ドック、腹部超音波検診

b メンタルヘルス対策

区分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教 育 委 員 会	「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき教職員の心の健康づくりに積極的に取り組んでおり、精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による休職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナーが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	警察共済組合と共同で部外カウンセラー（精神科医）による相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を実施しました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート、禁煙セミナー等健康教育事業を行いました。また、警察共済組合において健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	12
	衛生委員会	14
公 営 企 業 管 理 局	衛生委員会	4
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	69
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	18

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成30年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、ライフプランの支援事業、宿泊事業等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。

共済組合福祉事業  
平成30年度実績

区 分	利用者数	
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 5,972人 被扶養者数 6,206人	健 診 事 業	10,903人
	健 康 づ くり 事 業	7,566人
	愛 媛 診 療 所	3,429人
	貸 付 累 計 件 数	626件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 12,208人 被扶養者数 10,148人	健 診 事 業	4,081人
	健 康 づ くり 事 業	1,366人
	そ の 他 事 業	4,113人
	に ぎ た つ 会 館	71,594人
警察本部長 【警察共済組合】 組合員数 2,884人	貸 付 累 計 件 数	1,853件
	健 診 事 業	3,920人
	健 康 づ くり 事 業	1,611人
	そ の 他 事 業	150人

被扶養者数 3,949人	貸付累計件数	517人
--------------	--------	------

互助会事業実績

平成30年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会員数 5,885人 会員掛金 129,646千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	67,315
教育委員会 会員数 11,599人 会員掛金 331,897千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等	28,251
警察本部長 会員数 2,989人 会員掛金 61,687千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導育成、事件検挙助成等	56,853

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成30年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	92,528	2,875,532	902,359
直 営 保 健 給 付	8,644	41,496	7
休 業 給 付	141,129	354,046	43,680
災 害 給 付	3,820	93,885	10,635
附 加 給 付	15,444	41,957	16,399
一部負担金払戻金等	21,279	45,912	8,525
計	282,844	3,452,828	981,605

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	52,051
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	401,846
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金	4,261

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区 分	知 事 等	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	199	300	353	948

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成30年度における公務災害・通勤災害の認定件数は、118件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	6	14	23	65	108
通 勤 災 害	6	0	2	2	10
合 計	12	14	25	67	118

## ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成30年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

## エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができることとされています。平成30年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

## 2 人事委員会の業務の状況

### (1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

## ア 採用候補者試験の実施状況

平成30年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

### (ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成30年4月1日現在）	受付期間	試験実施 年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21（20）歳以上34歳未満の者 保健師のみ20歳以上で受験可能 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	30.5.14 ～6.1	〔第1次〕 30.6.24 〔第2次〕 30.7.13 ～8.1
愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験	行政事務 年齢21歳以上39歳未満の者で、民間企業等での職務経験が5年以上ある者	30.5.14 ～6.1	〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 30.8.24～26 〔第3次〕 30.9.30
	技術職 年齢21歳以上39歳未満の者で、県外民間企業等での職務経験が5年以上ある者	30.8.24 ～9.18	〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 30.10.6～8



愛媛県職員採用候補者（初級）試験		年齢17歳以上21歳未満の者（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	30.8.16 ～9.3	〔第1次〕 30.9.23
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	大学卒程度	・年齢21歳以上34歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者		〔第2次〕 30.10.19～30
	短大卒程度	年齢20（19）歳以上34歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者 保育士等は19歳以上で受験可能		
身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験		・年齢17歳以上34歳未満の者・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者	30.8.23 ～9.10	〔第1次〕 30.10.21 〔第2次〕 30.11.21～29
障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験		年齢17歳以上34歳未満の者で、以下の項目のいずれかに該当するもの ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・児童相談所等により知的障害があると判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	30.11.26 ～12.19	〔第1次〕 31.1.20 〔第2次〕 31.2.12～17
愛媛県少年補導職員採用候補者試験		年齢21歳以上35歳未満の者で、次のいずれかに該当する者 ・教員免許を有する者又は取得する見込みの者 ・大学で心理学を修学した者又は修学見込みの者	30.5.14 ～6.1	〔第1次〕 30.6.24 〔第2次〕 30.7.13～8.1
愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験	男性・平成31年4月採用	年齢17歳以上32歳未満の男子で、大学卒業者又は平成31年3月末日までに大学卒業見込みの者	30.4.3～20	〔第1次〕 30.5.12・13 〔第2次〕 30.6.11～19
	男性・平成30年10月採用	年齢18歳以上32歳未満の男子で、大学卒業者又は平成30年9月末日までに大学卒業見込みの者のうち、平成30年10月1日の採用に応じられる者		
	女性・平成31年4月採用	年齢17歳以上32歳未満の女子で、大学卒業者又は平成31年3月末日までに大学卒業見込みの者		
	女性・平成30年10月採用	年齢18歳以上32歳未満の女子で、大学卒業者又は平成30年9月末日までに大学卒業見込みの者のうち、平成30年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験	男性	年齢17歳以上32歳未満の男子（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	30.8.23 ～9.10	〔第1次〕 30.10.13・14 〔第2次〕 30.11.7～14
	女性	年齢17歳以上32歳未満の女子（大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務	76	603	409	178	152	82	5.0倍
行政事務（情報）	1	10	4	4	2	1	4.0倍
学校事務	21	124	101	53	49	23	4.4倍
警察事務	9	104	77	27	22	15	5.1倍
総合土木	18	40	27	26	23	18	1.5倍
建築	1	6	4	2	2	1	4.0倍
農業	12	39	35	31	27	14	2.5倍

畜産	1	5	3	2	1	0	倍
林業	8	19	13	12	12	8	1.6倍
水産	4	13	11	9	8	4	2.8倍
電気・電子	1	11	6	4	2	1	6.0倍
化学	5	18	15	15	13	5	3.0倍
薬剤師	10	19	19	18	17	13	1.5倍
福祉	4	22	21	12	11	5	4.2倍
心理	3	8	6	6	6	3	2.0倍
保健師	6	33	30	16	14	10	3.0倍
管理栄養士	2	22	18	6	3	2	9.0倍
鑑識(法医)	1	8	6	4	4	2	3.0倍
合計	183	1,104	805	425	368	207	3.9倍

b 愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験 (単位:人)

試験区分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	3次合格者数	競争倍率
行政事務	8	136	30	26	15	15	8	17.0倍
総合土木	10	16	11	11	7			2.3倍
林業	3	4	2	2	1			4.0倍
合計	21	156	43	39	23	15	8	9.8倍

c 愛媛県職員採用候補者(初級)試験 (単位:人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	9	81	70	25	25	16	4.4倍
警察事務	8	25	25	9	9	9	2.8倍
合計	17	106	95	34	34	25	3.8倍

d 愛媛県職員採用候補者(資格免許職)試験 (単位:人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率	
短大卒程度	保育士	2	9	7	4	4	2	3.5倍
	臨床検査技師	3	13	10	10	7	3	3.3倍
	歯科衛生士	1	13	13	4	4	1	13.0倍
合計	6	35	30	18	15	6	5.0倍	

e 身体障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験 (単位:人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	若干名	4	4	4	4	4	1.0倍
警察事務	若干名	5	4	4	4	3	1.3倍
合計	-	9	8	8	8	7	1.1倍

f 障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験 (単位:人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	11	52	44	28	26	11	4.0倍

g 愛媛県少年補導職員採用候補者試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
少年補導職員	2	18	16	6	5	3	5.3倍

h 愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官(男性) (平成31年4月採用)	48	198	165	124	106	83	2.0倍
警察官(男性) (平成30年10月採用)	14	68	51	29	29	21	2.4倍
警察官(女性) (平成31年4月採用)	6	54	40	24	21	12	3.3倍
警察官(女性) (平成30年10月採用)	2	6	4	4	4	3	1.3倍

i 愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官(男性)	49	271	195	99	83	73	2.7倍
警察官(女性)	7	74	54	12	11	11	4.9倍

## イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。  
平成30年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
行政職	1	主事・技師	5		2		7
	2	主事・技師	4		3		7
	3	係長	4		3		7
	4	専門員	4		22		26
	5	課長補佐・主幹	1		3		4
	6	本庁課長	1		15		16
	7	参事	1		1		2
	8	本庁局長	1				1
	9	本庁部長	1				1
公安職	1	巡查				4	4
	2	主任				5	5
	3	係長				8	8
	4	係長				6	6
	5	課長補佐				7	7
	6	本部課次長				7	7
	7	本部課長				5	5
	8	参事官					
	9	部長					

研究職	1	研 究 員					
	2	主 任 研 究 員					
	3	主 任 研 究 員					
	4	主 席 研 究 員				1	1
	5	機 関 の 長					
医療職(一)	1	技 師	6	23			29
	2	係 長 ・ 医 長	1	14			15
	3	保健所課長・病院部長		2			2
	4	本庁課長・副院長		6			6
	5	医 監					
医療職(二)	1	技 師		3			3
	2	技 師	4	6			10
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	地方機関の課長					
	7	地方機関の長					
医療職(三)	1	技 師					
	2	技 師	1	68			69
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	副看護部長					
	7	看護部長・地方機関の長					
技能労務職							
合 計			34	122	49	43	248

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計	
行政職	3	係 長									
	4	専 門 員									
	5	課長補佐・主幹									
	6	本 庁 課 長	46	1			8	2	57		
	7	参 事	49	1		1	7		58		
	8	本 庁 局 長	24	1					25		
	9	本 庁 部 長	4	1		1	1		7		
	公安職	2	主 任								
		3	係 長								
4		係 長									
5		課 長 補 佐							4	4	
6		本 部 課 次 長									
7		本 部 課 長							18	18	
8		参 事 官							9	9	
9		部 長							3	3	

研 究 職	2	主 任 研 究 員								
	3	主 任 研 究 員								
	4	主 席 研 究 員								
	5	機 関 の 長								
医 療 職(一)	2	係 長 ・ 医 長								
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長								
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								
	5	医 監		9					9	
医 療 職(二)	4	係 長								
	5	専 門 員								
	6	地 方 機 関 の 課 長								
	7	地 方 機 関 の 長	5						5	
医 療 職(三)	4	主 任								
	5	専 門 員								
	6	副 看 護 部 長								
	7	看 護 部 長 ・ 地 方 機 関 の 長	1						1	
合 計			129	13			2	16	36	196

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	14
警 部	4
警 部 補	4
巡 査 部 長	
合 計	22

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

ア 報告の日及びその相手方

報 告 の 日	平成30年10月10日
報 告 の 相 手 方	議会議長及び知事

イ 報告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

平成30年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均965円(0.26%)下回っています。

民間給与 (A)	367,739円	較 差 (A - B) 965円(0.26%)
県職員給与 (B)	366,774円	

b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は4.44月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4.40月分が、民間における年間支給割合を0.04月分下回っています。

## (イ) 県職員の給与

## a 給与の改定

## (a) 月例給

給料表については、人事院勧告の内容（初任給1,500円、若年層1,000円、その他400円引上げを基本に改定）を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じて得た額に改定すべきです（行政職の平均改定率0.29%）。

初任給調整手当については、以下のとおり改定すべきです。

・医療職給料表(一)の適用を受ける医師・歯科医師の支給限度額	月額	414,300円	414,800円
・上記以外の医師・歯科医師の支給限度額	月額	50,700円	50,800円

宿直手当及び日直手当については、以下のとおり改定すべきです。

・通常の宿日直勤務	1回	4,200円	4,400円
・医師が行う宿日直勤務	1回	20,000円	21,000円 等

から までの実施時期は、平成30年4月1日とすべきです。

## (b) 特別給

平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05月分（平成31年度以降は年間で0.05月分）引き上げるべきです。

## b その他

・住居手当について、国における検討状況を注視していく必要があります。

## (ウ) 公務運営に関する課題

## a 人材の確保・育成

人材獲得競争が厳しさを増す中、時代に即した試験制度の在り方や県民の負託に応えることができる多様な有為な人材の確保策について幅広く検討し、受験者確保に取り組むとともに、職員の意識改革の徹底や人材育成にも引き続き注力する必要があります。

また、女性が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境づくりに取り組むことも重要です。

## b 仕事と家庭生活の両立支援の推進

仕事と家庭生活の両立を支援し、バランスの取れた働き方ができる職場環境の整備は、有為な人材の確保の観点からも重要であり、男女を問わず育児や家族の介護と仕事の両立がしやすい職場環境づくりに一層取り組む必要があります。

## c 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減は、公務効率の向上、職員の健康保持や仕事と家庭生活の両立に加え、魅力ある職場を実現するためにも重要な課題であります。

改正労働基準法や人事院規則で定められる国家公務員の超過勤務の上限等を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

また、年次有給休暇については、民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置等も踏まえ、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに一層取り組む必要があります。

## d 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者が依然として多いことに加え、被災者支援や被災地域の復旧・復興業務に従事する職員の疲労の蓄積等による心身の健康への影響も懸念されることから、引き続きメンタルヘルス対策や過重労働対策に積極的に取り組む必要があります。

また、職場におけるハラスメントの未然防止に努め、快適な職場環境を維持する必要があります。

## e 高齢層職員の能力・経験の活用（雇用と年金の接続の在り方）

人事院は、政府の検討要請を受け、本年、国家公務員の定年を段階的に65歳まで引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行いました。

今後、国家公務員法等関係法令の改正動向を注視する必要があります。

## f 臨時・非常勤職員制度に係る法改正への対応

臨時・非常勤職員の任用・処遇等が新たな制度の趣旨に沿った適切なものとなるよう、平成32年4月からの施行に向けて、着実に検討を進める必要があります。

## (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

平成30年度中の要求件数、終結件数及び令和元年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

人事委員会に対する審査請求（県分）の状況は、次のとおりです。

主な内容	平成29年度末の係属件数	平成30年度中の請求件数	平成30年度中の終結件数	令和元年度への繰越件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	1	0	1
転任処分・その他	0	0	0	0
計	0	1	0	1

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び審査請求に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成30年度中の相談件数、処理件数及び令和元年度への繰越件数はいずれもありません。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和元年9月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,161,249
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,225
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 245,157

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,698	14,566

南宇和郡	18,828	6,276
松山市・上浮穴郡	436,472	139,412
今治市・越智郡	139,825	46,609
宇和島市・北宇和郡	77,175	25,725
八幡浜市・西宇和郡	37,537	12,513
新居浜市	99,839	33,280
西条市	91,426	30,476
大洲市・喜多郡	50,919	16,973
伊予市	31,332	10,444
四国中央市	73,485	24,495
西予市	32,573	10,858
東温市	28,140	9,380

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和元年9月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
愛媛県警備業連盟	横川 毅	門田 真也	松山市空港通二丁目6-27	令和元年5月21日
日本母親連盟愛媛支部	若林 香菜子	保坂 花織	松山市岩崎町一丁目4-28	令和元年5月23日
幸福実現党西条後援会	住家 邦和	住家 幸子	西条市丹原町願連寺210-6	令和元年5月31日
村井よしたろう後援会	村井 慶太郎	村井 恵美子	伊予郡松前町大字筒井596-6	令和元年5月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和元年9月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県歯科医師支部	岡本 幸一	代表者	岡本 幸一	山本 胸三郎	令和元年7月1日
		会計責任者	三宅 修司	武西 勝利	
自由民主党愛媛県第三選挙区支部	井原 巧	政治団体の名称	自由民主党愛媛県第三選挙区支部	自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部	令和元年8月9日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石井みどり愛媛県後援会	岡本 幸一	代表者	岡本 幸一	山本 胸三郎	令和元年7月1日
		会計責任者	三宅 修司	武西 勝利	
愛媛県歯科医師連盟	岡本 幸一	代表者	岡本 幸一	山本 胸三郎	令和元年7月1日
		会計責任者	三宅 修司	武西 勝利	
西村まさみ愛媛県後援会	岡本 幸一	代表者	岡本 幸一	山本 胸三郎	令和元年7月1日
		会計責任者	三宅 修司	武西 勝利	
加藤博徳後援会	中城 敏	代表者	中城 敏	大政 勉一	令和元年8月1日
		会計責任者	加藤 輝明	大政 博	

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和元年9月27日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県東温市第一支部	大西 渡	令和元年8月5日
自由民主党愛媛県南宇和郡第一支部	中田 廣	令和元年8月13日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）



政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大西渡後援会	大西渡	令和元年8月5日

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和元年9月27日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚岩男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

(1) 平成30年分

ア 政党支部

政治団体の名称 自由民主党愛媛県東温市第一支部

報告年月日 H31.4.26

1 収入総額	4,411,535円
前年繰越額	3,911,524円
本年収入額	500,011円
2 支出総額	2,494,926円
3 翌年繰越額	1,916,609円
4 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	500,000円
自由民主党愛媛県支部連合会	500,000円
その他の収入	11円
1件10万円未満のもの	11円
5 支出の内訳	
経常経費	910,446円
人件費	720,000円
光熱水費	16,500円
備品・消耗品費	53,426円
事務所費	120,520円
政治活動費	1,584,480円
組織活動費	869,360円
選挙関係費	215,120円
寄附・交付金	500,000円

政治団体の名称 自由民主党愛媛県南宇和郡第一支部

報告年月日 R元.8.14

1 収入総額	707,096円
前年繰越額	207,096円
本年収入額	500,000円
2 支出総額	643,296円
3 翌年繰越額	63,800円
4 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	500,000円
自由民主党愛媛県支部連合会	500,000円
5 支出の内訳	
経常経費	146,546円
備品・消耗品費	21,076円
事務所費	125,470円

政治活動費	496,750円
組織活動費	496,750円

イ その他の政治団体

政治団体の名称 大西渡後援会

報告年月日 H31.4.26

1 収入総額	500,000円
本年収入額	500,000円
2 支出総額	345,250円
3 翌年繰越額	154,750円
4 本年収入の内訳	
寄附	500,000円
政治団体分	500,000円
5 寄附の内訳	
(政治団体分)	
自由民主党愛媛県東温市第一支部	500,000円 東温市
6 支出の内訳	
政治活動費	345,250円
組織活動費	345,250円

○愛媛県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和元年9月27日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚岩男

政治団体の収支報告書の要旨

第17条関係

(1) 令和元年中解散に係るもの

ア 政党支部

政治団体の名称 自由民主党愛媛県東温市第一支部

報告年月日 R元.8.14 (R元.8.5解散)

1 収入総額	1,916,609円
前年繰越額	1,916,609円
2 支出総額	1,916,609円
3 支出の内訳	
経常経費	565,996円
人件費	480,000円
光熱水費	10,211円
備品・消耗品費	4,223円
事務所費	71,562円
政治活動費	1,350,613円
組織活動費	1,194,413円
選挙関係費	156,200円

政治団体の名称 自由民主党愛媛県南宇和郡第一支部

報告年月日 R元.8.14 (R元.8.13解散)

1 収入総額	63,800円
前年繰越額	63,800円
2 支出総額	63,800円
3 支出の内訳	
経常経費	23,636円

備品・消耗品費	6,520円
事務所費	17,116円
政治活動費	40,164円
組織活動費	40,164円

**イ その他の政治団体**

政治団体の名称 **大西渡後援会**

報告年月日 R元 . 8 . 14 (R元 . 8 . 5 解散)

1 収入総額	154,750円
前年繰越額	154,750円
2 支出総額	154,750円
3 支出の内訳	
政治活動費	154,750円
組織活動費	154,750円

**○愛媛県選挙管理委員会告示第38号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党愛媛県松山市第九支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成30年11月愛媛県選挙管理委員会告示第81号別記)の一部を次のとおり訂正する。

令和元年 9月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

**政治団体の収支報告書の要旨**

**第12条関係**

平成29年分

政党の支部

(訂正後)

政治団体の名称 **自由民主党愛媛県松山市第九支部**

報告年月日 H30 . 8 . 21

1 収入総額	4,056,992円
前年繰越額	1,392,992円
2 本年収入額	2,664,000円
3 支出総額	1,163,010円
翌年繰越額	2,893,982円
4 本年収入の内訳	
寄附	1,000,000円
個人分	1,000,000円

機関紙誌の発行その他の事業による収入	650,000円
県政報告会	650,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,014,000円
自由民主党愛媛県支部連合会	1,014,000円

5 寄附の内訳

(個人分)

三宅 浩正	1,000,000円	松山市
-------	------------	-----

6 支出の内訳

政治活動費	1,163,010円
組織活動費	467,160円
機関紙誌の発行その他の事業費	676,050円
その他の事業費	676,050円
調査研究費	19,800円

(訂正前)

政治団体の名称 **自由民主党愛媛県松山市第九支部**

報告年月日 H30 . 8 . 21

1 収入総額	4,171,992円
前年繰越額	1,392,992円
2 本年収入額	2,779,000円
3 支出総額	1,320,710円
翌年繰越額	2,851,282円

4 本年収入の内訳

寄附	1,000,000円
個人分	1,000,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	765,000円
県政報告会	765,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,014,000円
自由民主党愛媛県支部連合会	1,014,000円

5 寄附の内訳

(個人分)

三宅 浩正	1,000,000円	松山市
-------	------------	-----

6 支出の内訳

政治活動費	1,320,710円
組織活動費	467,160円
機関紙誌の発行その他の事業費	833,750円
その他の事業費	833,750円
調査研究費	19,800円

**公営企業管理規程**

**○愛媛県公営企業管理規程第2号**

愛媛県立病院料金規程及び愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年 9月27日

愛媛県公営企業管理者 兵頭 昭 洋

**愛媛県立病院料金規程及び愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程**

(愛媛県立病院料金規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県立病院料金規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額は診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定した額とし、同号に規定する健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定方法により算定した額は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、療養の給付、指定居宅サービスその他これらに類するもの（以下「療養等」という。）の全部又は一部に消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、本文の規定により算定した額に、その額のうち消費税及び地方消費税が課税される療養等に要する費用の額に相当する額に100分の10を乗じて得た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、この表金額の欄の規定にかかわらず、同欄に規定する額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）を同欄に規定する額とする。</p> <p>2～10 省略</p>	<p><b>第1条</b> 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額は診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定した額とし、同号に規定する健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定方法により算定した額は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、療養の給付、指定居宅サービスその他これらに類するもの（以下「療養等」という。）の全部又は一部に消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、本文の規定により算定した額に、その額のうち消費税及び地方消費税が課税される療養等に要する費用の額に相当する額に100分の8を乗じて得た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p><b>別表第1</b>（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注1 消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、この表金額の欄の規定にかかわらず、同欄に規定する額に100分の108を乗じて得た額（10円未満切捨て）を同欄に規定する額とする。</p> <p>2～10 省略</p>

（愛媛県営工業用水道供給規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県営工業用水道供給規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（料金）</p> <p><b>第23条</b> 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金及び特定料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する金額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>2～4 省略</p>	<p style="text-align: center;">（料金）</p> <p><b>第23条</b> 料金は、次の表の規定により計算した基本料金、超過料金及び特定料金の額の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する金額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>2～4 省略</p>

**附 則**

（施行期日）

1 この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

（愛媛県立病院料金規程の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の愛媛県立病院料金規程別表第1注1（同管理規程別表第3注において準用する場合を含む。）の規定は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診断書及び文書の交付の申出に係る料金、施行日以後に通院を始めて受ける人間ドックに係る料金並びに施行日以後の病床の使用に係る室料差額について適用し、施行日前の診断書及び文書の交付の申出に係る料

金、施行日前に通院を始めて受ける人間ドックに係る料金並びに施行日前の病床の使用に係る室料差額については、なお従前の例による。  
(愛媛県営工業用水道供給規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前から継続して供給している工業用水の供給で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

---

雑 報

---

○公 告

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第3項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成30年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

令和元年9月27日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理事長 橋 本 公 二

## 貸借対照表

(平成31年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金	額
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		643,989,000
建物	1,701,371,610	
建物減価償却累計額	<u>499,367,922</u>	1,202,003,688
構築物	13,189,500	
構築物減価償却累計額	<u>5,981,998</u>	7,207,502
工具器具備品	216,801,613	
工具器具備品減価償却累計額	<u>156,076,076</u>	60,725,537
図書		279,044,170
有形固定資産合計		<u>2,192,969,897</u>
2 無形固定資産		
ソフトウェア		1
電話加入権		<u>18,000</u>
無形固定資産合計		18,001
固定資産合計		2,192,987,898
II 流動資産		
現金及び預金		288,219,324
未収学生納付金収入		133,950
未収入金		5,949,379
たな卸資産		693,551
前払費用		<u>530,690</u>
流動資産合計		<u>295,526,894</u>
資産合計		<u><u>2,488,514,792</u></u>
負債の部		
I 固定負債		
1 資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	115,256,157	
資産見返補助金等	284,837	
資産見返寄附金	10,731,231	
資産見返物品受贈額	<u>226,863,517</u>	353,135,742
2 長期リース債務		<u>17,673,037</u>
固定負債合計		370,808,779
II 流動負債		
運営費交付金債務		15,110,634
寄附金債務		8,723,124
前受受託研究費等		1,122,353
未払金		132,399,098
リース債務		14,792,235
未払費用		14,935,850
預り科学研究費補助金		2,960,189
預り金		<u>2,446,463</u>
流動負債合計		<u>192,489,946</u>
負債合計		563,298,725
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金		<u>2,206,179,000</u>
資本金合計		2,206,179,000
II 資本剰余金		
資本剰余金		125,621,306
損益外減価償却累計額( )		<u>524,655,997</u>
資本剰余金合計		399,034,691
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金		21,497,470
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金		20,876,982
積立金		53,684,909
当期末処分利益		<u>22,012,397</u>
(うち当期総利益)		(22,012,397)
利益剰余金合計		<u>118,071,758</u>
純資産合計		<u><u>1,925,216,067</u></u>
負債純資産合計		<u><u>2,488,514,792</u></u>

## 損益計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
経常費用		
業務費		
教育経費	76,520,440	
研究経費	44,246,940	
教育研究支援経費	30,155,499	
受託研究費等	1,732,286	
役員人件費	39,258,322	
教員人件費	583,147,009	
職員人件費	114,923,393	889,983,889
一般管理費		103,732,697
財務費用		
支払利息	444,726	444,726
経常費用合計		<u>994,161,312</u>
経常収益		
運営費交付金収益		669,034,688
授業料収益		230,840,500
入学金収益		36,208,800
検定料収益		6,962,000
受託研究等収益		1,732,286
寄附金収益		455,955
補助金等収益		5,650,769
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	9,529,145	
資産見返寄附金戻入	1,321,358	
資産見返補助金等戻入	3,722,669	
資産見返物品受贈額戻入	13,231,397	27,804,569
財務収益		
受取利息	3,558	3,558
雑益		
財産貸付料収益	164,896	
手数料収入	65,800	
物品等売却収入	445,133	
雑益	4,282,407	4,958,236
経常収益合計		<u>983,651,361</u>
経常損失		<u>10,509,951</u>
当期純損失		10,509,951
目的積立金取崩額		<u>32,522,348</u>
当期総利益		<u><u>22,012,397</u></u>

## キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	106,032,554
人件費支出	674,925,170
その他の業務支出	68,894,656
運営費交付金収入	719,938,000
授業料収入	226,660,150
入学金収入	35,362,800
検定料収入	6,860,000
受託研究等収入	550,000
寄附金収入	2,630,602
補助金収入	10,201,769
その他の収入	4,883,469
小計	157,234,410
業務活動によるキャッシュ・フロー	157,234,410
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	39,360,674
小計	39,360,674
利息の受取額	3,558
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,357,116
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	15,375,138
小計	15,375,138
利息の支払額	497,190
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,872,328
IV 資金増加額	102,004,966
V 資金期首残高	186,214,358
VI 資金期末残高	288,219,324

## 利益の処分に関する書類

【単位：円】

勘 定 科 目	金	額
I 当期末処分利益		22,012,397
当期総利益	22,012,397	
II 利益処分額		
積立金	5,174,760	
地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額 (教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金)	<u>16,837,637</u>	<u>22,012,397</u>



## 行政サービス実施コスト計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	889,983,889	
一般管理費	103,732,697	
財務費用	<u>444,726</u>	994,161,312
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	230,840,500	
入学金収益	36,208,800	
検定料収益	6,962,000	
受託研究等収益	1,732,286	
寄附金収益	455,955	
資産見返寄附金戻入	1,321,358	
財務収益	3,558	
雑益	<u>1,235,236</u>	<u>278,759,693</u>
業務費用合計		715,401,619
II 損益外減価償却相当額		69,347,731
III 引当外賞与増加見積額		7,910
IV 引当外退職給付増加見積額		12,589,746
V 機会費用		<u>0</u>
VI 行政サービス実施コスト		<u><u>797,347,006</u></u>

## 注 記

## I 重要な会計方針

当事業年度より、「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』（平成30年3月30日総務省告示第125号改訂）」及び「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A（総務省自治行政局総務省自治財政局日本公認会計士協会平成30年5月改訂）」を適用しております。

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、運営費交付金特別分（退職一時金及び派遣職員人件費等）については、愛媛県の指定に従い費用進行基準を採用しています。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	11年～27年
構築物	10年
工具器具備品	3年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌事業年度の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

## (2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

## 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

## 5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

令和元年5月29日付け事務連絡「地方独立行政法人における行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省自治行政局行政経営支援室、総務省自治財政局公営企業課、総務省自治財政局財務調査課）および平成28年4月25日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省自治行政局行政経営支援室、総務省自治財政局公営企業課、総務省自治財政局財務調査課）に基づき、0%で計算しております。

## 6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

## II 貸借対照表注記

- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| 1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額     | 42,394,431円  |
| 2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 | 441,353,056円 |
- （愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

## III キャッシュ・フロー計算書注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	288 219 324円
うち定期預金(控除)	0円
資金期末残高	288 219 324円

## 2. 重要な非資金取引

該当事項はありません。

## IV 行政サービス実施コスト計算書注記

1. 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 29 636円が含まれています。
2. 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 17 208 461円が含まれています。
3. 機会費用の内訳  
機会費用はすべて設立団体(愛媛県)に係るものです。

## V 金融商品に関する事項

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金のみのもので運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

【単位：円】

	貸借対照表計上額 ( )	時 価 ( )	差 額
現金及び預金	288 219 324	288 219 324	0
未払金	( 132 399 098 )	( 132 399 098 )	0
リース債務	( 32 465 272 )	( 32 527 826 )	62 554

負債に計上されているものは、( )で示しています。

## (注)金融商品の時価の算定方法

## 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

## VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

## VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## VIII 重要な後発事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引 当期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,628,370,000	3,423,600	0	1,631,793,600	488,236,006	61,949,287	1,143,557,594	
	構築物	0	2,430,000	0	2,430,000	13,567	13,567	2,416,433	
	工具器具備品	42,313,190	11,256,516	0	53,569,706	36,406,424	7,384,877	17,163,282	
	計	1,670,683,190	17,110,116	0	1,687,793,306	524,655,997	69,347,731	1,163,137,309	
有形固定資産 (特定償却資産を除く)	建物	37,718,010	31,860,000	0	69,578,010	11,131,916	3,585,929	58,446,094	注
	構築物	10,759,500	0	0	10,759,500	5,968,431	954,774	4,791,069	
	工具器具備品	161,397,257	1,834,650	0	163,231,907	119,669,652	24,349,713	43,562,255	
	図書	286,871,256	5,734,834	13,561,920	279,044,170			279,044,170	
	計	496,746,023	39,429,484	13,561,920	522,613,587	136,769,999	28,890,416	385,843,588	
非償却資産	土地	643,989,000	0	0	643,989,000			643,989,000	
有形固定資産 の合計	土地	643,989,000	0	0	643,989,000			643,989,000	
	建物	1,666,088,010	35,283,600	0	1,701,371,610	499,367,922	65,535,216	1,202,003,688	
	構築物	10,759,500	2,430,000	0	13,189,500	5,981,998	968,341	7,207,502	
	工具器具備品	203,710,447	13,091,166	0	216,801,613	156,076,076	31,734,590	60,725,537	
	図書	286,871,256	5,734,834	13,561,920	279,044,170			279,044,170	
	計	2,811,418,213	56,539,600	13,561,920	2,854,395,893	661,425,996	98,238,147	2,192,969,897	
無形固定資産	ソフトウェア	3,911,951	0	0	3,911,951	3,911,950	0	1	
	電話加入権	18,000	0	0	18,000			18,000	
	計	3,929,951	0	0	3,929,951	3,911,950	0	18,001	

注) 当期有形固定資産増加高の内訳

建物

昇降機リニューアル工事

31,860,000円

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品(灯油等)	385,388	8,182,740	0	8,202,008	0	366,120	
貯蔵品(郵券類等)	334,771	1,359,927	0	1,367,267	0	327,431	
計	720,159	9,542,667	0	9,569,275	0	693,551	

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

- (6) 公立大学法人債の明細  
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細  
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細  
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細  
該当事項はありません。

(10) 資本金および資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
	計	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
資本剰余金	目的積立金	108,493,190	17,110,116	0	125,603,306	注1
	その他	18,000	0	0	18,000	
	計	108,511,190	17,110,116	0	125,621,306	
	損益外減価償却累計額	455,308,266	69,347,731	0	524,655,997	注2
	差引計	346,797,076	52,237,615	0	399,034,691	

注1) 当期増加額は固定資産取得によるものです。

注2) 当期増加額は現物出資および目的積立金を財源とする特定償却資産の減価償却によるものです。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11) - 1 積立金等の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	28,904,890	41,604,556	49,632,464	20,876,982	注1、注2
法第40条第1項に基づく積立金	30,976,628	22,708,281	0	53,684,909	注1
前中期目標期間繰越積立金	21,497,470	0	0	21,497,470	
合計	81,378,988	64,312,837	49,632,464	96,059,361	

注1) 当期増加額は、平成29年度の利益処分によるものです。

注2) 当期減少額は、当該積立金の用途に沿った使用によるものです。

(11) - 2 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

積立金の名称及び事業名	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	
	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備事業	計
建物	3,423,600	3,423,600
構築物	2,430,000	2,430,000
工具器具備品	11,256,516	11,256,516
小計	17,110,116	17,110,116
教育経費		
報酬・委託・手数料	798,012	798,012

一般管理費		
消耗品費	17,795,576	17,795,576
備品費	5,274,720	5,274,720
修繕費	6,372,000	6,372,000
報酬・委託・手数料	2,282,040	2,282,040
小計	32,522,348	32,522,348
合計	49,632,464	49,632,464

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金	小 計	
平成29年度	2,994,922	-	2,994,922	0	0	0	2,994,922	0
平成30年度	-	719,938,000	666,039,766	38,787,600	0	0	704,827,366	15,110,634
合計	2,994,922	719,938,000	669,034,688	38,787,600	0	0	707,822,288	15,110,634

(12) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

業務等区分	平成29年度交付分	平成30年度交付分	合 計
期間進行基準	0	503,670,400	503,670,400
費用進行基準	2,994,922	162,369,366	165,364,288
合 計	2,994,922	666,039,766	669,034,688

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					建設仮勘定 見返補助金等	資 産 見 返 補 助 金 等	資 本 剰 余 金	長 期 預 け 補 助 金 等	収 益		
平成30年度 愛媛県介護 人材研修等 支援事業費 補助金	愛媛県	直接経費	-	5,834,000	-	183,231	-	-	5,650,769	0	当期交付決 定額 5,834,000
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	0	5,834,000	-	183,231	-	-	5,650,769	0	5,834,000

(14) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役 員	常勤	(33,404,593) 33,404,593	(3) 3	(0) 0	(0) 0
	非常勤	(0) 450,000	(0) 4	(0) 0	(0) 0
	計	(33,404,593) 33,854,593	(3) 7	(0) 0	(0) 0

教職員	常勤	( 491,123,405 ) 507,295,675	( 67 ) 74	( 64,980,708 ) 64,980,708	( 6 ) 6
	非常勤	( 0 ) 19,139,903	( 0 ) 31	( 0 ) 0	( 0 ) 0
	計	( 491,123,405 ) 526,435,578	( 67 ) 105	( 64,980,708 ) 64,980,708	( 6 ) 6
合計	常勤	( 524,527,998 ) 540,700,268	( 70 ) 77	( 64,980,708 ) 64,980,708	( 6 ) 6
	非常勤	( 0 ) 19,589,903	( 0 ) 35	( 0 ) 0	( 0 ) 0
	計	( 524,527,998 ) 560,290,171	( 70 ) 112	( 64,980,708 ) 64,980,708	( 6 ) 6

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の住居手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の通勤手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の単身赴任手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給調整手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員および教職員の報酬または給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

注5) 各欄上段の( )書きについては、承継職員等に係る支給額及び支給人数を記載しています。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費		
消耗品費	11,875,563	
備品費	1,348,704	
印刷製本費	4,238,957	
水道光熱費	14,408,028	
旅費交通費	4,679,495	
通信運搬費	2,095,306	
賃借料	984,423	
保守費	7,146,076	
修繕費	744,948	
損害保険料	25,760	
諸会費	54,000	
報酬・委託・手数料	12,021,615	
奨学費	5,234,400	
減価償却費	11,285,600	
雑費	377,565	76,520,440
研究経費		
消耗品費	12,990,278	
備品費	2,816,436	
印刷製本費	290,780	
水道光熱費	2,811,597	
旅費交通費	13,046,850	
通信運搬費	413,084	
賃借料	12,960	
保守費	1,493,852	
修繕費	7,560	
損害保険料	212,000	
諸会費	1,765,112	

会議費		1,404		
報酬・委託・手数料		2,225,295		
減価償却費		5,680,692		
雑費		479,040		44,246,940
<b>教育研究支援経費</b>				
消耗品費		3,750,931		
備品費		298,080		
水道光熱費		1,627,030		
旅費交通費		858,715		
通信運搬費		5,582,455		
賃借料		255,046		
保守費		806,972		
損害保険料		15,189		
諸会費		104,480		
会議費		17,747		
報酬・委託・手数料		466,062		
減価償却費		2,732,678		
雑費		78,194		
図書費		13,561,920		30,155,499
<b>受託研究費等</b>				
消耗品費		415,869		
備品費		435,240		
水道光熱費		100,000		
旅費交通費		154,286		
給料		356,891		
雑費		270,000		1,732,286
<b>役員人件費</b>				
報酬		24,035,244		
賞与		9,819,349		
法定福利費		5,403,729		39,258,322
<b>教員人件費</b>				
常勤教員給与				
給料	307,207,840			
賞与	109,121,683			
退職給付費用	64,980,708			
法定福利費	91,138,778	572,449,009		
非常勤教員給与				
給料	10,698,000	10,698,000		583,147,009
<b>職員人件費</b>				
常勤職員給与				
給料	70,338,595			
賞与	20,627,557			
法定福利費	15,809,068	106,775,220		
非常勤職員給与				
給料	8,085,012			
法定福利費	63,161	8,148,173		114,923,393
<b>一般管理費</b>				
消耗品費		26,946,347		
備品費		5,608,224		
印刷製本費		1,146,852		
水道光熱費		10,826,870		
旅費交通費		2,619,138		
通信運搬費		1,411,240		
賃借料		628,803		
福利厚生費		938,793		
保守費		7,551,381		
修繕費		11,459,178		
損害保険料		1,061,055		
広告宣伝費		172,800		
諸会費		1,742,500		



会議費	6,750	
報酬・委託・手数料	22,007,787	
減価償却費	9,191,446	
雑費	413,533	103,732,697

## (17) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
寄附金	2,630,602	5	
現物寄附（図書）	458,653	5	
合 計	3,089,255	10	

## (18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

## (19) 共同研究の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	その他	期末残高
共同研究	2,304,639	550,000	1,732,286	0	1,122,353
合 計	2,304,639	550,000	1,732,286	0	1,122,353

## (20) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

## (21) 科学研究費補助金の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入額	件 数	摘 要
日本学術振興会 基盤研究（A）	(200,000) 0	1	
日本学術振興会 基盤研究（B）	(160,000) 48,000	2	
日本学術振興会 基盤研究（C）	(12,150,000) 3,675,000	21	
合 計	(12,510,000) 3,723,000	24	

(注)上段( )内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

## (22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
現金	8,347	
普通預金	288,210,977	
計	288,219,324	

資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	3	
図書	226,863,513	
ソフトウェア	1	
計	226,863,517	

## 未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	18,470,774	
その他未払金（人件費）	67,648,178	
その他未払金（物件費）	46,280,146	
計	132,399,098	